

第 8 回

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成 1 5 年 8 月 2 2 日 (金) 午後 2 時 ~

場 所 吾北村中央公民館 2 階大ホール

第8回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年8月22日（金） 午後2時～

場所：吾北村中央公民館 2階大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 協議事項

協議第31号 新町建設計画の策定に係る財政シミュレーションについて

協議第32号 特別職の身分の取扱いについて（その他非常勤の特別職）〔協定項目第11号〕

協議第33号 水道事業の取扱いについて〔協定項目第23-4号〕

協議第34号 各種福祉制度の取扱いについて〔協定項目第23-3号〕

(2) その他

第9回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

5 閉 会

第 8 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 協議事項

- 協議第 3 1 号 新町建設計画の策定に係る財政シミュレーションについて…………… P 1
- 協議第 3 2 号 特別職の身分の取扱いについて (その他非常勤の特別職) [協定項目第 1 1 号]
…………… P 2 ~ 6
- 協議第 3 3 号 水道事業の取扱いについて [協定項目第 23- 4 号] …………… P 7 ~ 28
- 協議第 3 4 号 各種福祉制度の取扱いについて [協定項目第 23- 3 号] …………… P 29 ~ 100

(3) その他

- 第 9 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について…………… P 101

協議第31号

新町建設計画の策定に係る財政シミュレーションについて

別紙のとおり新町建設計画の策定に係る財政シミュレーションについて、協議会の同意を求めます。

平成15年8月22日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

新町建設計画の策定に係る財政シミュレーションについて

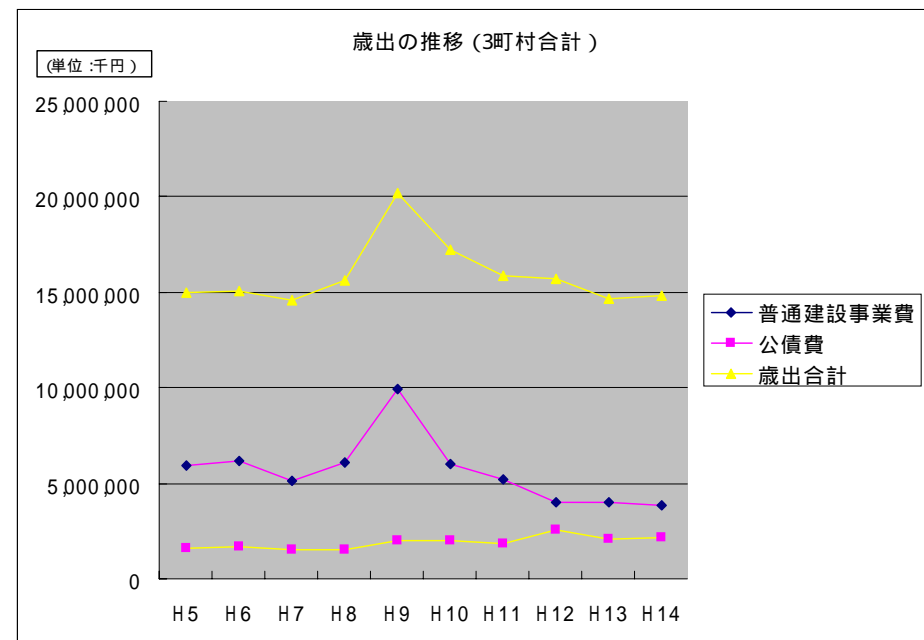
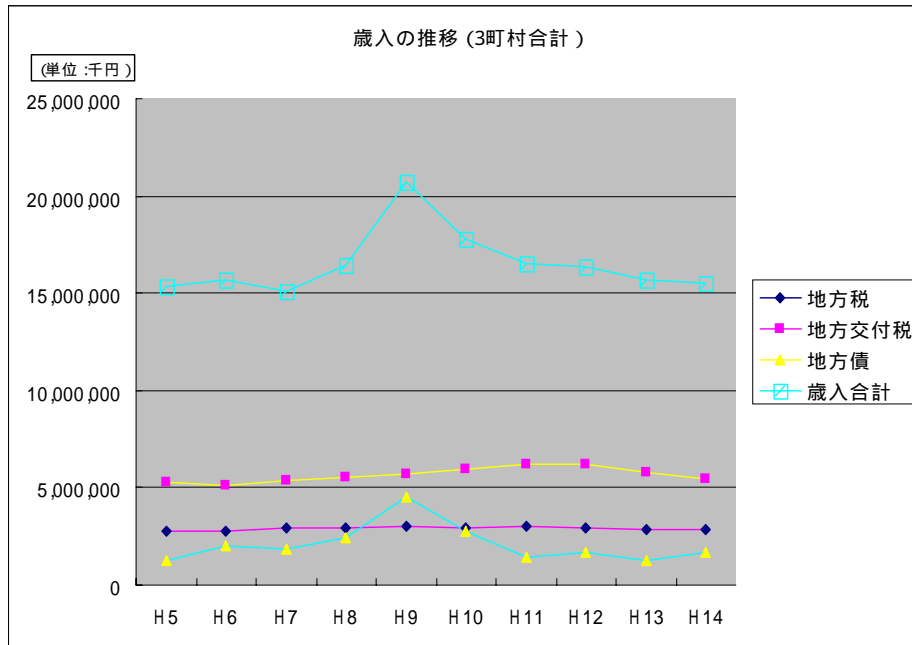
(別 紙 資 料)

財政シミュレーションについて

本財政シミュレーションは、伊野町、吾北村、本川村の3町村が合併せずに現行の行財政サービス水準を維持していった場合における将来の財政状況の推移を見るとともに、3町村が合併した場合における財政状況の推移について試算し、その比較を行うとともに、合併後の新町のまちづくり全般のマスタープランとなる新町建設計画に含まれる財政計画を策定するための基礎資料とすることを目的として行います。

(1) 3町村の財政状況

歳入・歳出の推移



地方税は、景気の落ち込みなどの影響から、平成9年度をピークに減少しています。地方交付税は、平成12年度をピークに減少しています。平成9年度には、伊野町における「すこやかセンター伊野」の建設や吾北村における中学校統合に係る施設の建設など普通建設事業費の増加に伴って、地方債の発行が急増しておりますが、その後、普通建設事業費、地方債ともに減少傾向にあります。一方、公債費は、平成12年度にピークをむかえ、平成13年度に一端減少するものの、再び増加し、平成16年度に再びピークをむかえる見通しです。

地方債残高（平成14年度末現在、単位：千円）

伊野町	吾北村	本川村	合計
10,083,746	4,147,258	2,175,395	16,406,399

基金の状況（平成14年度末現在、単位：千円）

	伊野町	吾北村	本川村	合計
財政調整基金	349,525	487,380	181,755	1,018,660
減債基金	807,842	351,986	128,699	1,288,527
その他目的基金	2,583,403	656,298	218,361	3,458,062
合計	3,740,770	1,495,664	528,815	5,765,249

（2）財政シミュレーションの前提

シミュレーションの基本的な考え方

財政シミュレーションは、今後の財源見通しなどを踏まえた長期的な展望に立ち、限られた財源をいかに効果的に運用するかなどの視点をもって、将来にわたって健全な財政運営を行うために作成するものです。

しかしながら、現在、国においては、補助金の削減、交付税制度の見直し、税源移譲の「三位一体の改革」の実現に向けて具体の検討がなされており、長期の財政シミュレーションが難しいものとなっています。

交付税や補助金など依存財源に大きく頼っている3町村にとって、この改革が実施された場合の影響は、現時点では予測不可能であることから、現行の税制度及び地方交付税制度が継続されることを前提として、シミュレーションを行い、国等の制度の見直しの状況に応じて変更を加えていくこととします。

また、策定に際しては、想定される合併の効果など推計可能なものを見込むとともに、地方債の大幅な発行により後年度に負担が増えることのないよう考慮します。

シミュレーションの期間

合併の翌年度の平成17年度から合併の財政支援の一つである普通交付税の激変緩和措置が終了する平成32年度までの16年間とします。

範囲

普通会計ベースで策定したものです。

推計方法

歳入及び歳出の推計方法については、6、7ページを参照。

(3) 合併の財政支援措置・削減効果

県・国の財政支援措置

合併による新しいまちづくりを支援するため、国や県においては、平成17年3月31日までに合併する地方公共団体に対して、各種の財政支援策が講じられています。

【国の財政支援措置】

区 分	総 額	内 容
合併市町村補助金	2.7億円 (3年間の補助金上限額)	合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置づけられたものに対して、合併成立年度から3年度を限度として、合併市町村に交付。
合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正)	3.046億円 (5年間の交付税措置額)	5カ年にわたり、基本構想等の策定・改訂、システムの統一、ネットワーク整備等の行政の一本化、行政水準の格差是正といった経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を行う。
市町村合併に対する新たな特別交付税措置	4.16億円 (3年間の交付税措置額)	合併後の新たなまちづくり等に必要となる経費について、合併年度またはその翌年度から3年間にわたり特別交付税において包括的に財政支援される。
合併特例事業(建設事業)	上限 9.4億円 (10年間の標準全体事業費)	新市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる。合併特例債によって充当できるのは標準全体事業費の95%(上水道、病院事業は100%)で、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置される。
合併特例事業(基金造成)	上限 16.2億円 (10年間の基金規模)	
普通交付税の算定の特例(合併算定替)		合併年度及びこれに続く10カ年は、合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回らないように算定し、その後の5カ年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

合併特例事業(建設事業)は、合併後の新町において実施可能な上限額であり、財政状況に応じ、この額の範囲内で事業を実施することになります。また、合併特例事業(基金造成)については、合併後に、公債費の状況も勘案して、基金を造成を行うかどうか検討します。

【高知県の財政支援措置】

区 分	総 額	内 容
新しいまちづくり支援交付金	約6億円	国の支援措置を補完するものとして、本県の特性を踏まえた県単独の交付金を創設。市町村数をベースとした基礎額と面積や公債費の状況等を勘案した加算額で構成。

経費の削減効果

3町村の各行政組織には、さまざまな部門があります。合併することにより、首長などの特別職や議員数が削減されるとともに、一般職員に

についても管理部門の統合や管理職を削減することが可能となり、住民サービスに直結する部門の職員を維持・向上させながら、行政のスリム化を図ることができます。また、各種委員会等の委員については、教育委員や監査委員など人数が削減されますので、経費の10%の削減が見込まれるものと想定しています。

管理的経費についても、効率的な運営により、物件費の10%の削減が見込まれるものと想定しています。

(単位：千円)

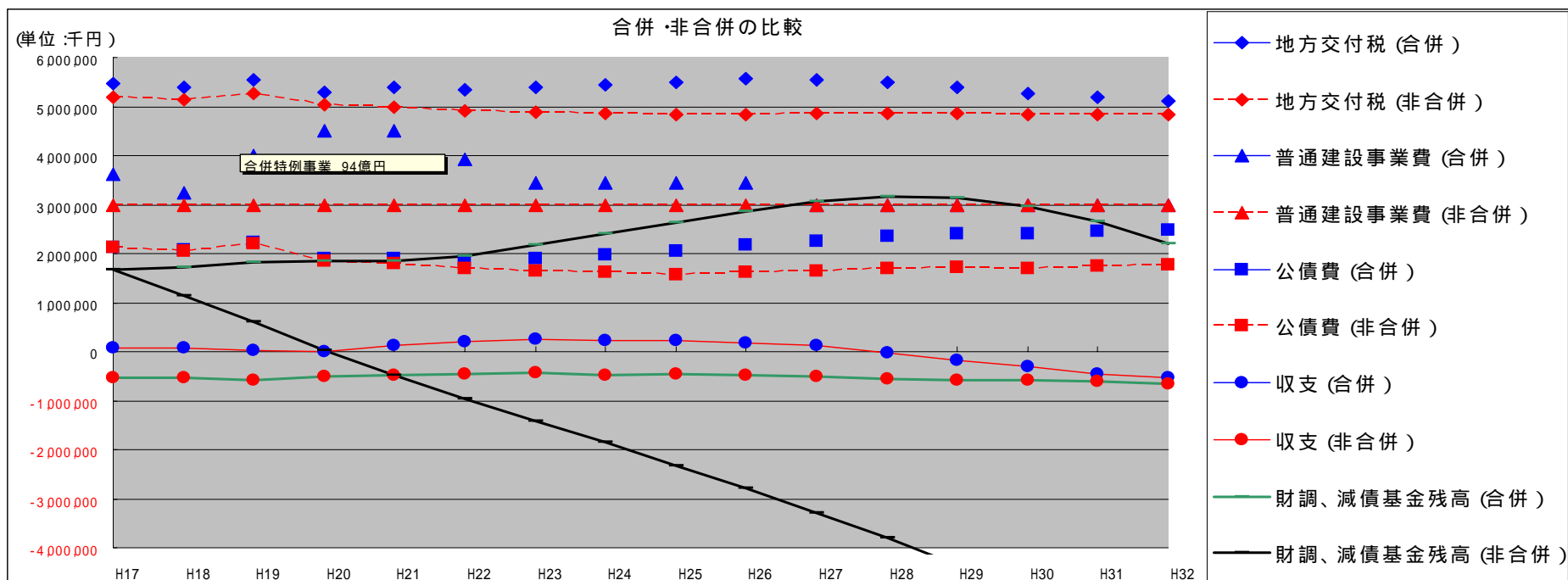
	平成15年4月1日現在の人数	合併した場合の人数(試算)	削減見込み	合併後10年間に見込まれる削減効果	単年度の削減効果(平成27年度以降)
特別職	10名	4名	6名	803,770	80,377
議会議員	41名	26名	15名	300,560	37,570
一般職	276名	240名	36名	1,365,582	269,175
行政委員等	-	-	-	76,210	7,621
人件費の削減効果合計	-	-	-	2,546,122	394,743
物件費の削減効果	-	-	-	893,805	162,510
合計	-	-	-	3,439,927	557,253

- 1 合併した場合の一般職の職員数は、合併後10年間で同程度規模の自治体の職員数への移行を想定。
- 2 合併した場合の議会議員は、合併後2年間の在任特例を選択しその後に、地方自治法に規定された議員定数の上限26人で試算。
- 3 合併した場合の物件費は、合併後3年間は、合併の移行経費として5%の増加を見込む。

(4) 財政シミュレーションの結果

合併した場合、合併しない場合ともに通常の普通建設事業費を年間30億円と想定し、合併した場合は、合併後のまちづくりのための事業(合併特例事業)を合併後10年間で94億円を見込んで、それぞれの推計方法に基づき、シミュレーションを行いました。

合併した場合のシミュレーションは、8ページ、合併しない場合のシミュレーションは、9ページ参照。



<シミュレーションの結果>

合併しない場合は

平成17年度から、歳出が歳入を上回り、歳入の不足額を、財政調整基金及び減債基金の取り崩しにより補いますが、平成21年度には、その基金も底をつくことが推測されます。こうした状況を回避するためには、普通建設事業の大幅な削減や行政サービスのカットや住民負担の増大など抜本的な対応策が必要となります。

合併した場合は

人件費等の削減や国・県の合併支援措置を活用することで、10年間で50.3億円の投資等の可能額が創出される見込みです。この財源を元にして、新たなまちづくりのために合併特例債等を活用した各種ハード事業、ソフト事業の推進が可能となります。シミュレーションでは、合併特例事業を10年間で94億円を見込んでいます。合併後、しばらくは、歳入が歳出を上回り、基金への積み増しがされますが、平成28年度には、合併特例債の償還や普通交付税の算定特例措置の段階的縮減の影響により、歳出が歳入を上回ります。この歳入の不足額は、財政調整基金及び減債基金の取り崩しにより、補うことが可能ですが、一定時期において、普通建設事業費を削減するなどの対応が必要と思われます。

公債費については、合併した場合、合併特例債が上積みされていることから、合併しない場合と比較して高い水準にあります。元利償還金の7割については、交付税措置が受けられます。

合併シミュレーション推計方法

(歳入)

費目	合併	非合併
1. 地方税	平成14年度決算ベースで固定	
2. 地方譲与税	平成15年度見込みベースで固定（H15から譲与割合が変更されるため）	
3. 利子割交付金	平成14年度決算ベースで固定	
4. 地方消費税交付金	平成14年度決算ベースで固定	
5. 自動車取得税交付金	平成14年度決算ベースで固定	
6. 地方特例交付金	平成15年度見込みベースで固定（H15から第2種交付金が増加されるため）	
7. 地方交付税		
普通交付税		
通常分	H16までは段階補正の影響を考慮し、平成15年度の普通交付税をベースに地方債償還の基準財政需要額算入の増減を加味し算定。平成27年度からは、5か年に渡って一本算定額試算額に向けて段階的に縮小。	H16までは段階補正の影響を考慮し、平成15年度の普通交付税をベースに地方債償還の基準財政需要額算入の増減を加味し算定。
臨時経費分	平成17年度から5年間交付	-
特別交付税		
通常分	平成14年度決算ベースで固定	
格差是正分	平成17年度から3年間交付	-
8. 交通安全対策特別交付金	平成14年度決算ベースで固定	
9. 分担金及び負担金	平成14年度決算ベースで固定	
10. 使用料及び手数料	平成14年度決算ベースで固定（ただし、伊野町の公営住宅使用料は、建替等の影響を除外するため、H16見込みベースで固定）	
11. 国庫支出金		
1. 児童保護費負担金	平成14年度決算ベースで固定	
2. 老人保護費負担金	平成14年度決算ベースで固定	
3. 普通建設事業支出金	推計する年の歳出結果（普通建設事業費）に、平成14年度の普通建設事業費の補助事業構成比を乗じて算出。国の合併補助金を見込む。	推計する年の歳出結果（普通建設事業費）に、平成14年度の普通建設事業費の補助事業構成比を乗じて算出。
4. 災害復旧事業支出金	計上せず。	
5. 委託金	平成14年度決算ベースで固定	
6. その他	平成14年度決算ベースに平成15年度から事務移譲された知的障害分を加算し固定。	
12. 県支出金		
1. 児童保護費負担金	平成14年度決算ベースで固定	
2. 老人保護費負担金	平成14年度決算ベースで固定	
3. 普通建設事業支出金	推計する年の歳出結果（普通建設事業費）に、平成14年度の3町村合算の補助事業構成比を乗じて算出。	
4. 災害復旧事業支出金	計上せず。	
5. 委託金	H15見込みベースから選挙経費を除外し固定。	
6. 電源立地促進対策等交付金	平成14年度決算ベースで固定。H23で終了。	
7. その他	平成15年度見込みベースで固定。県のまちづくり支援交付金を見込む。	平成15年度見込みベースで固定。
13. 財産収入	財産運用収入は、平成14年度決算ベースで固定。財産売払収入は見込まない。	
14. 寄付金	平成14年度決算ベースで固定	
15. 繰入金	計上せず。	
16. 繰越金	計上せず。	
17. 諸収入	平成15年度見込みベースで固定。	
18. 地方債		
通常分	推計する年の歳出結果（普通建設事業費）に、普通建設事業費の歳入構成比（地方債）を乗じて算出。臨時財政対策債は、平成15年度で廃止。（ただし、経過措置としての新たな地方債の発行を平成16年度から4年間見込む。）臨時財政対策債の減少分の8割を、普通建設事業費に係る地方債の発行額に上乗せ。恒久減税に係る減税補てん債は継続。	
合併特例分	推計する年の歳出結果（普通建設事業の合併特例分）の9.5%を合併特例債の発行で調達。	-

合併シミュレーション推計方法

(歳出)

費目	合併	非合併
1. 義務的経費		
1. 人件費		
議員報酬	議員定数は、合併後2年間は41名、その後は26名と想定。報酬、手当は、伊野町の例により算出。	平成14年度決算ベースで固定。
委員等報酬	平成14年度決算ベースに合併による削減効果を10%見込んで固定。	平成14年度決算ベースで固定。
特別職給与	合併後は首長1、助役1、収入役1、教育長1と想定。報酬、手当は、伊野町の例により算出。	平成14年度決算ベースで固定。
職員給与	合併後10年間で36名を削減	平成14年度決算ベースで固定。
地共済負担金	職員等の削減に伴い算出。	平成14年度決算ベースで固定。
退職金	職員等の削減に伴い算出。	平成14年度決算ベースで固定。
恩給公務災互助会	職員等の削減に伴い算出。	平成14年度決算ベースで固定。
2. 扶助費	平成14年度決算ベースに平成15年度から事務移譲された知的障害分を加算し以後固定。	
3. 公債費	平成14年度までに発行した地方債の元利償還金に平成15年度以降に発行見込みの地方債の元利償還金の合計額	
2. その他経費		
1. 物件費	平成14年度決算ベースに合併による削減効果を10%見込む。(ただし、合併後3カ年度は、移行経費として平成14年度決算ベースに5%を加算)	平成14年度決算ベースで固定。
2. 維持補修費	H12～H14決算ベースの3年間平均で固定。	
3. 補助費等	H15年見込みベースで固定	
4. 積立金	伊野町の水資源基金分のみを計上。	
5. 投資及び出資金	H15年見込みベースで固定	
6. 貸付金	見込まない。	
7. 繰出金	H15年見込みベースで固定	
3. 投資的経費		
1. 普通建設事業費		
通常分	3町村合計の普通建設事業費を年間30億円と想定。	
合併特例事業分	合併後10年間で94億円を見込む。(うち18.8億円は通常分を含む。)	-
2. 災害復旧事業費	見込まず。	

合併した場合のシミュレーション【普通設事業H15～H37：年30億円】

(歳入) (単位：千円)

費 目	合併1年目															
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1. 地方税	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006
2. 地方譲与税	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400
3. 利子割交付金	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699
4. 地方消費税交付金	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560
5. 自動車取得税交付金	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389
6. 地方特例交付金	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213
7. 地方交付税	5,459,460	5,398,983	5,540,052	5,301,528	5,382,987	5,347,338	5,381,499	5,438,495	5,485,370	5,561,442	5,547,749	5,485,852	5,393,441	5,276,615	5,177,917	5,122,737
普通交付税	4,506,141	4,528,958	4,711,673	4,556,443	4,637,902	4,602,253	4,636,414	4,693,410	4,740,285	4,816,357	4,802,664	4,740,767	4,648,356	4,531,530	4,432,832	4,377,652
特別交付税	953,319	870,025	828,379	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085
8. 交通安全対策特別交付金	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245
9. 分担金及び負担金	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595
10. 使用料及び手数料	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839
11. 国庫支出金	725,685	725,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685
12. 県支出金	1,171,056	1,171,056	1,171,056	971,056	971,056	971,056	971,056	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053
13. 財産収入	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404
14. 寄付金	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391
15. 繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16. 繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. 諸収入	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000
18. 地方債	2,303,964	1,926,327	2,603,189	3,042,552	3,042,552	2,502,952	2,027,952	2,027,952	2,027,952	2,027,952	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552
歳入合計	13,644,906	13,206,792	13,889,723	13,890,562	13,972,021	13,396,772	12,955,933	12,978,926	13,025,801	13,101,873	12,677,780	12,615,883	12,523,472	12,406,646	12,307,948	12,252,768

(歳出)

費 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1. 義務的経費	5,188,685	5,094,538	5,201,631	4,854,488	4,821,417	4,715,599	4,742,918	4,783,111	4,832,238	4,946,007	5,022,894	5,115,009	5,162,812	5,176,275	5,218,218	5,244,341
1. 人件費	2,258,289	2,232,027	2,190,811	2,168,379	2,116,040	2,071,177	2,048,746	2,003,884	1,981,451	1,966,498	1,966,498	1,966,498	1,966,498	1,966,498	1,966,498	1,966,498
2. 扶助費	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533
3. 公債費	2,135,863	2,067,978	2,216,287	1,891,576	1,910,844	1,849,889	1,899,639	1,984,694	2,056,254	2,184,976	2,261,863	2,353,978	2,401,781	2,415,244	2,457,187	2,483,310
2. その他経費	4,779,877	4,779,877	4,657,994	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112	4,536,112
1. 物件費	1,706,358	1,706,358	1,584,475	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593	1,462,593
2. 維持補修費	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341
3. 補助費等	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124
4. 積立金	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
5. 投資及び出資金	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680
6. 貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 繰出金	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374
3. 投資的経費	3,610,000	3,250,000	4,000,000	4,500,000	4,500,000	3,932,000	3,432,000	3,432,000	3,432,000	3,432,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
1. 普通建設事業費	3,610,000	3,250,000	4,000,000	4,500,000	4,500,000	3,932,000	3,432,000	3,432,000	3,432,000	3,432,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
2. 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	13,578,562	13,124,415	13,859,625	13,890,599	13,857,528	13,183,710	12,711,029	12,751,222	12,800,349	12,914,118	12,559,005	12,651,120	12,698,923	12,712,386	12,754,329	12,780,452
歳入－歳出	66,344	82,377	30,098	37	114,493	213,062	244,904	227,704	225,452	187,755	118,775	35,237	175,451	305,740	446,381	527,684

財調、減債残高	1,663,961	1,730,305	1,812,683	1,842,781	1,842,743	1,957,236	2,170,298	2,415,201	2,642,905	2,868,357	3,056,112	3,174,886	3,139,649	2,964,198	2,658,457	2,212,076
---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

合併しない場合のシミュレーション(3町村合算)【普通設事業H15～H37:年30億円の想定】

(歳入) (単位:千円)

費目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1.地方税	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006	2,840,006
2.地方譲与税	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400	143,400
3.利子割交付金	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699	43,699
4.地方消費税交付金	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560	207,560
5.自動車取得税交付金	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389	54,389
6.地方特例交付金	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213	98,213
7.地方交付税	5,190,327	5,143,417	5,261,191	5,031,048	4,996,030	4,922,556	4,889,467	4,861,207	4,822,829	4,841,651	4,850,053	4,871,401	4,862,236	4,828,655	4,839,337	4,838,848
普通交付税	4,445,242	4,398,332	4,516,106	4,285,963	4,250,945	4,177,471	4,144,382	4,116,122	4,077,744	4,096,566	4,104,968	4,126,316	4,117,151	4,083,570	4,094,252	4,093,763
特別交付税	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085	745,085
8.交通安全対策特別交付金	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245	4,245
9.分担金及び負担金	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595	88,595
10.使用料及び手数料	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839	247,839
11.国庫支出金	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685	590,685
12.県支出金	971,056	971,056	971,056	971,056	971,056	971,056	971,056	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053	937,053
13.財産収入	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404	30,404
14.寄付金	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391	8,391
15.繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16.繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17.諸収入	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000
18.地方債	1,724,464	1,688,827	1,653,189	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552	1,617,552
歳入合計	12,461,273	12,378,726	12,460,862	12,195,082	12,160,064	12,086,590	12,053,501	11,991,238	11,952,860	11,971,682	11,980,084	12,001,432	11,992,267	11,958,686	11,969,368	11,968,879

(歳出)

費目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1.義務的経費	5,285,645	5,206,170	5,349,729	5,006,018	4,949,449	4,838,014	4,795,246	4,762,064	4,715,388	4,765,881	4,799,760	4,857,075	4,870,079	4,848,743	4,890,685	4,916,809
1.人件費	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249	2,355,249
2.扶助費	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533	794,533
3.公債費	2,135,863	2,056,388	2,199,947	1,856,236	1,799,667	1,688,232	1,645,464	1,612,282	1,565,606	1,616,099	1,649,978	1,707,293	1,720,297	1,698,961	1,740,903	1,767,027
2.その他経費	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622	4,698,622
1.物件費	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103	1,625,103
2.維持補修費	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341	117,341
3.補助費等	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124	1,695,124
4.積立金	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
5.投資及び出資金	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680
6.貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.繰出金	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374	1,225,374
3.投資的経費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
1.普通建設事業費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
2.災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	12,984,267	12,904,792	13,048,351	12,704,640	12,648,071	12,536,636	12,493,868	12,460,686	12,414,010	12,464,503	12,498,382	12,555,697	12,568,701	12,547,365	12,589,307	12,615,431
歳入－歳出	522,994	526,066	587,489	509,558	488,007	450,046	440,367	469,448	461,150	492,821	518,298	554,265	576,434	588,679	619,939	646,552

財調、減債残高	1,664,936	1,141,942	615,876	28,387	481,171	969,178	1,419,224	1,859,591	2,329,039	2,790,189	3,283,010	3,801,308	4,355,573	4,932,007	5,520,686	6,140,625
---------	-----------	-----------	---------	--------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

協議第32号

特別職の身分の取扱い（その他非常勤の特別職）について

別紙のとおり特別職の身分の取扱い（その他非常勤の特別職）を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年8月22日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目11 特別職の身分の取扱い その他非常勤の特別職					
	現		況			
	伊野町		吾北村		本川村	
総務関係	行政改革推進委員会委員	15人	行政改革推進委員会委員	10人	行政改革推進委員会委員	15人
	(「区長」は補助金での取扱い)	132	部落長	46	部落部長	14
	公文書開示審査会委員	5				
	投票管理者	22	投票管理者	22	投票管理者	5
	投票立会人	51	投票立会人	44	投票立会人	15
	開票管理者	1	開票管理者	1	開票管理者	1
	開票立会人	3~10	開票立会人	3~10	開票立会人	3~10
	選挙長	1	選挙長	1	選挙長	1
	選挙立会人	3~10	選挙立会人	3~10	選挙立会人	3~10
	特別職報酬等審議会委員	10	特別職報酬等審議会委員	5	特別職報酬等審議会委員	5
	防災会議委員	6	防災会議委員	10	防災会議委員	15
	交通安全指導員	14	交通安全指導員	2	交通安全指導員	2
	町政顧問	1	山村開発センター運営委員	12		
	個人情報保護審査会委員	5	市町村合併推進委員	33		
	消防委員会委員	18	ふるさと創生推進委員	21		
			交通安全推進村民会議委員	35	生活安全対策推進協議会委員	12
企画関係	振興計画審議会	14	振興計画審議会	13	振興計画審議会	10
	都市計画審議会委員	14	総合計画審議会	13	総合計画審議会	10
	町営住宅入居者選考委員会委員	7			村営住宅入居者選考委員	5
			清水程野地区開発事業特別委員会	6	広報編集委員	6
			グリーンパークほどの施設運営協議会委員	12		
			国土調査推進委員	10~15		

項目	協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い					
	その他非常勤の特別職					
	現		況			
	伊野町	吾北村	本川村			
住民福祉関係	国民健康保険運営協議会委員	15人	国民健康保険運営協議会委員	8人	国民健康保険運営協議会委員	6人
			国民年金委員	0		
	環境審議会委員	20				
	仁淀川環境保全対策協議会委員	22				
	身体障害者相談員	2	身体障害者相談員	1	身体障害者相談員	1
	知的障害者相談員	1	知的障害者相談員	1	知的障害者相談員	1
	民生委員推薦会委員	14	民生委員推薦会委員	7	民生委員推薦会委員	7
	健康づくり推進協議会委員	14	健康づくり推進協議会委員	23	健康づくり推進協議会委員	12
	保健福祉計画策定委員会委員	26	高齢者保健福祉計画策定委員会及び		介護保険事業計画策定協議会委員	10
	高齢者保健福祉計画介護保険事業		介護保険事業計画策定委員会委員	15	介護保険事業計画策定委員会委員	15
	計画作業部会委員	10	保育所医	1	保育所医	1
			保育所医(歯科)	1		
	母子保健推進員	28	特別養護老人ホーム嘱託医	1		
	保健衛生嘱託医師	32	老人保健対策委員会委員	6		
保育園管理医	7					
農林業関係	農業振興地域整備促進協議会委員	12	林業振興対策協議会委員	30	農業振興地域整備促進協議会委員	3
	水田農業推進協議会委員	8	水田農業振興協議会委員	12		
			農林業活性化推進協議会委員	16		
			農林業振興対策推進本部委員	46		
			農用地経営規模拡大推進協議会委員	18		
	有害鳥獣被害対策協議会委員	5	有害鳥獣被害対策協議会委員	11	有害鳥獣被害対策協議会委員	4
	商工業等振興推進協議会委員	10	商工業等振興推進協議会委員	0		
	ギャラリーコバ運営委員会委員	7	官行造林地看守人	5	地域活性化推進協議会委員	11
	和紙の商家運営協議会委員	10	山村開発センター運営委員	12		
	紙の博物館運営委員会委員	17	中山間地域等直接支払制度基準検討委員会委員	6		
建設関係	都市計画第2土地区画整理事業審議会委員	10				
	保留地処分審議会委員	8				

項目	協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い					
	その他非常勤の特別職					
	伊野町		現 吾北村		況 本川村	
教育関係		人	学校教育審議会委員	10人内	教育表彰選考委員会委員	7人
	地域教育推進協議会委員（報酬無し）	23	地域教育推進協議会委員（報酬無し）	30	地域ぐるみ教育推進協議会委員（報酬無し）	24
	就学指導委員会委員	16	就学指導委員会委員	14	就学指導委員会委員	7
	教科用図書調査委員会委員	29	教科用図書調査委員会委員	30人内		
	社会教育委員	15	社会教育委員	10人内	社会教育委員	5
	社会教育指導員	1	社会教育指導員	0	社会教育指導員	0
	公民館運営協議会委員	15	公民館運営審議会委員	10人内		
	少年育成センター運営審議会委員	13	青少年指導センター運営協議会委員	12人内		
	文化財保護審議会委員	9	文化財保護審議会委員	6	文化財保護審議会委員	5
	図書館協議会委員	10	図書館協議会委員	0		
	体育指導委員	14	体育指導委員	10人内	体育指導委員	7
			支館長	3		
	教育相談員	1	教育相談員	0	教育相談員	0
	幼稚園医	2	幼稚園医	2		
	幼稚園歯科医	2	幼稚園歯科医	1		
	幼稚園管理医	2				
	小中学校校医	6	学校医	2	学校医	1
	小中学校歯科医	6	学校歯科医	1	学校歯科医	1
	小中学校管理医	6	学校管理医	2		
	小中学校薬剤師	4	学校薬剤師	1	学校薬剤師	1
		スポーツ振興審議委員会委員	10	結婚推進相談員	5	
		村民体育館運営審議会委員	13			

項目	協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い その他非常勤の特別職
参考法令	<p>【地方自治法】</p> <p>第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>附属機関</p> <p>第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。</p> <p>3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。</p> <p>給与その他の給付</p> <p>第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。《改正》平11法087</p> <p>2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</p> <p>4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p> <p>5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>
留意事項	<p>審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、新設合併に伴いその身分を失うこととなり、新町において、必要に応じ、新たに任命する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等で設置が義務づけられている審議会等については、引き続き新町において設置し、法令等の範囲内で、実情に応じて弾力的な運用を行い、その合理的・効率的な運営に努める必要がある。 ・法令等で設置が義務づけられていない、審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、その設置の目的、3町村の設置状況、活動の実態等を踏まえて見直しを行い、新町において設置する必要があるものは設置する。その際、審議会等の統廃合、委員等の構成、委員等の数の削減その他運営の改善を図る必要がある。
調整方針（案）	<p>審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に3町村で設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 ・1～2町村のみに設置されているものは、新町において速やかに調整する。 ・人数、任期は、現行の制度をもとに調整する。 <p>その他の特別職は、引き続き設置する必要のあるものは、新町において新たに設置する。</p>
協議の結果	

協議第 3 3 号

水道事業の取扱いについて

別紙のとおり水道事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 8 月 2 2 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目23-4 水道事業の取扱い		
	上水道・簡易水道・飲料水供給施設		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
根拠法令	水道法・伊野町水道事業給水条例	水道法・吾北村簡易水道事業等給水条例	水道法・本川村簡易水道給水条例

水道施設	種類	基準	現 況		
			伊野町	吾北村	本川村
	上水道	給水人口 5,001人以上	伊野、伊野南 2カ所	—	—
	簡易水道	給水人口101人以上 5,000人以下	八田、川内、加田、保木、鹿敷、柳瀬、勝賀瀬西の谷 7カ所	土居・日比原、思地、下八川、小川、上八川 5カ所	長沢、大橋、越裏門 3カ所
	飲料水供給施設	給水人口50人以上 100人以下	—	榎川 1カ所	大森、寺川、二俣 3カ所
	専用水道	1日最大給水量20m ³ を超えるものなど	—	道の駅633美の里	—
	小規模給水施設	上記以外のもの	上記以外のもの	上記以外のもの	上記以外のもの
	その他	認可を受けていない簡易水道	—	高岩簡易水道	—

 : 町村において料金を徴収している施設

水道料金		伊野町			吾北村			本川村		
		基本料金	超過料金(1m ³ につき)	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
専用	一般用	8m ³	480円	95円	10m ³	630円	84円	10m ³	620円	80円
	営業用	10m ³	650円	105円	—	—	—	15m ³	1,030円	80円
	臨時用	1m ³ につき195円			村長が定める概算料金			村長が定める概算料金		
共用	1m ³ につき95円			—			—			

- 伊野町の料金は、1ヶ月につき、上記により算定した基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額に、1.05を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。
- 吾北村・本川村の料金は、1ヶ月につき上記により算定した基本料金と超過料金の合計額を徴収する。消費税は内税とする。
- 専用とは1世帯又は1カ所で専用するもの。
- 共用とは2世帯又は2カ所以上で共用するもの。
- 一般用とは以下に掲げる用途以外の用に使用するもの。
- 営業用とは各種の営業及び職業に使用するもので、以下に定める以外のもの。
- 臨時用とは臨時に使用するもの。

項 目		協定項目 23-4 水道事業の取扱い		
		上水道・簡易水道		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
メーター 使用料	口径 13mm	70円	口径に係わらず1ヶ月 50円	無料
	口径 20mm	120円		
	口径 25mm	140円		
	口径 30mm	220円		
	口径 40mm	300円		
	口径 50mm	1,200円		
	口径 75mm	1,500円		
加入金の徴収		水道の供給を受けるための給水装置の新設をする者で、町長の承認を受けた者。既に受けている給水装置の改造（口径増の時のみ）をする者で、町長の承認を受けた者。その場合、新口径に対応する額と旧口径に対応する額の差額とする。	なし	なし
加入金の金額	口径 13mm	30,000円	無料	無料
	口径 20mm	80,000円		
	口径 25mm	170,000円		
	口径 30mm	260,000円		
	口径 40mm	530,000円		
	口径 50mm	880,000円		
	口径75mm以上	町長が別に定める額		
		消費税別途必要		
工事負担金		給水装置の工事費は、個人負担としているので、業者に対する価格交渉は個人に委ねている。ただし、配水管の取付口よりメーターまでの給水装置に係る修繕工事については、町の負担としている。	給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、村長が特に必要があると認めたものについては、村においてその費用を負担することができる。	給水装置にかかる費用は需要者が負担する。給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に用いる費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、村長が特に必要があると認めたものについては、村においてその費用の一部を負担する事ができる。
検針	検針人	22人	7人	土佐れいほく農協に委託
	委託料	70円/件	68円/件	66円/件
	検針件数	8,272件	852件	362件
	実施時期	毎月23日頃	毎月月末	毎月20日
納付		口座振替・集金・納付書	口座振替・集金・納付書	納付書・集金

項目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
	上水道・簡易水道		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
給水の開始	給水を受けようとする者は、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。	給水を受けようとする者は、あらかじめ村長に申込み、その承認を受けなければならない。	水道を使用しようとする者は、村長の定めるところにより、あらかじめ村長に申込み、その承認を受けなければならない。
水道の使用中止、変更等の届出	水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用をやめるとき ・用途を変更するとき ・消防演習に消火栓を使用するとき 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに町長に届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用者の指名又は住所に変更があったとき ・給水装置の所有者に変更があったとき ・消防用として水道を使用したとき ・管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき 	水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ村長に届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用をやめるとき ・メーターの口径又は用途を変更するとき ・消防演習に消火栓を使用するとき 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに村長に届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき ・給水装置の所有者に変更があったとき ・消火栓を消防用に使用したとき ・管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき 	水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ村長に届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用をやめるとき。 ・消防演習に私設消火栓を使用するとき。 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、村長に届出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道使用者の氏名又は住所に変更のあったとき ・給水装置の所有者に変更があったとき ・消防用として水道を使用したとき ・代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき
給水停止	水道料金を指定期限内に納入しない水道使用者に対し、給水を停止することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・この条例による工事費、修繕費、料金、手数料を指定期限内に納入しないとき。 ・正当な理由がなく使用水量の計量又は検査を拒み、又は妨げたとき。 	村長は次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用者が工事費、修繕費、料金、その他同条例の規定により納付する金額を指定期限内に納付しないとき。 ・水道の使用者が、正当な理由がなく、使用水量の計量、又は検査を拒み、又は妨げたとき。 ・給水栓を、汚染の恐れのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。 	村長は次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用者が工事費、修繕費、料金を指定期限内に納付しないとき。 ・水道の使用者が、正当な理由がなく使用水量の計量、又は検査を拒み、又は妨げたとき。 ・給水栓を、汚染の恐れのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
異動処理	給水装置の使用者、所有者、又は管理人は、次に該当する場合は直ちに町長に届出なければならない。 ①前所有者の給水装置の使用に関する権利義務を継承し、引き継いで使用するとき。 ②給水装置の用途に変更があったとき。 ③管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。 ④給水装置の所有権の変更があったとき。 ⑤消火栓を使用するとき。	給水装置の使用者等は、次に該当する場合はすみやかに村長に届けなければならない。 ①水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。 ②給水装置の用途に変更があったとき。 ③管理人、代理人に変更があったとき、又はその住所に変更あったとき。 ④給水装置の所有者に変更があったとき。 ⑤消火栓を消防用に使用したとき。	役場・農協へ連絡

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
	上水道・簡易水道		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
使用者変更	アパート・借家 ①入退居は口頭で受付 ②新使用者は給水加入金の納入は必要としない。	アパート・借家 ①入退居ごとに申請書の提出(水道使用異動届) ②休止中は特に名義変更は行わない。 ③水道料金は通常どおり毎月賦課とする。 ④個人の借家の場合は原則として貸主の名義で申請する。	役場・農協へ口頭にて連絡
所有者変更	①所有者の変更も口頭で受付	①申請書には旧使用者の押印をお願いする。 「給水装置所有者変更届」	役場・農協へ口頭にて連絡
休 止	メーターの取り外し。権利はそのまま有する。後において再開する場合において加入分担保金は納入の必要なし。 ①休止する場合も口頭で受付 ②メーターの取り外しは原則として水道課職員が行なう。 ③休止の届出がされない限り、料金の算定、賦課がなされる。	メータの取外しなし。名義変更なし。 ①水道使用異動届を提出する。 ②メーターの取外しは原則として上下水道課職員が行う。 ③月の途中において、水道の使用を開始し、または使用を止めたときの料金は次の通りとする。 ・使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1 ・使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した金額。 ・使用水量及び用途を認定した場合は、前各号に準じて算定する。 ④休止届が提出されない限り、料金の算定、賦課がなされる。	①役場・農協へ口頭にて連絡 ②月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次の通りとする。 ・使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1 ・使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した金額 ・月の途中においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。 ③休止届が提出されない限り、料金の算定、賦課がなされる。
廃 止	権利そのものの亡失。単独での廃止はほとんどない。	必要に応じてメーターを撤去する。	必要に応じてメーターを撤去する。
その他	①死亡届等で水道所有者、使用者の死亡等が確認された場合は、家族等に名義の確認をする場合もあるが、住基との連動はしていない。 ②月末までの異動の受付に基づき料金を算定。	①死亡届などが住民戸籍係に提出され、水道所有者、使用者の死亡が確認されたとき、窓口にて新名義人への申請をお願いする。「給水装置所有者変更届」、「水道使用異動届」 ②検針前に、異動処理はできる限りすませておく。検針後に異動処理のある時、新使用者、所有者への算定賦課の必要があれば異動処理を行う。	①死亡届等で水道所有者、使用者の死亡等が確認された場合は、家族等に名義の確認をする場合もあるが、住基との連動はしていない。

項目	協定項目 23-4 水道事業の取扱い		
	上水道・簡易水道		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
手数料	<p>手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後に徴収することができる。</p> <p>(1) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 設計審査手数料(材料の確認を含む。) ・口径20ミリメートル以下 2,500円 ・口径25ミリメートル以上 40ミリメートル以下 5,000円 ・口径50ミリメートル以上 15,000円</p> <p>(3) 竣工検査手数料 ・口径20ミリメートル以下 2,500円 ・口径25ミリメートル以上 40ミリメートル以下 5,000円 ・口径50ミリメートル以上 15,000円</p> <p>(4) 消防演習の立会手数料 1回につき 1,000円</p> <p>2 前項の手数料は、特別な理由がない限り還付しない。</p>	<p>手数料は、次により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、村長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円</p>	<p>手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 督促手数料 1通につき 100円 (2) 第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定の手数料 1件につき 10,000円 (3) 設計診査手数料 1件につき 2,500円 (4) 工事検査手数料 1件につき 2,500円</p>
会計種別	公営企業会計	特別会計	特別会計
財政指標	<p>【平成13年度】</p> <p>収益的収支 総収益 310,834千円 総費用 293,418千円 収支差引 17,416千円</p> <p>資本的収支 資本的収入 121,319千円 資本的支出 249,348千円 収支差引 △128,029千円 補てん財源 128,029千円 (過年度分損益勘定留保資金)</p> <p>【収益的収支の繰入金内訳】 繰出基準に基づく繰入金 15,475千円 以外の繰入金 0千円</p> <p>【資本的収支の繰入金内訳】 繰出基準に基づく繰入金 2,358千円 以外の繰入金 25,345千円</p> <p>企業債残高 1,397,876千円</p>	<p>【平成13年度】</p> <p>収益的収支 総収益 26,120千円 総費用 26,126千円 収支差引 △6千円①</p> <p>資本的収支 資本的収入 9,378千円 資本的支出 9,378千円 収支差引 0千円② 収支再差引 ①+② △6千円 積立金 0千円 前年度からの繰越金 7千円 形式収支 1千円 翌年度繰越財源 0千円 実質収支 1千円</p> <p>【収益的収支の繰入金内訳】 繰出基準に基づく繰入金 8,291千円 以外の繰入金 5,841千円</p> <p>【資本的収支の繰入金内訳】 繰出基準に基づく繰入金 3,553千円 以外の繰入金 5,825千円</p> <p>財政調整基金 千円 企業債残高 583,198千円</p>	<p>【平成13年度】</p> <p>収益的収支 総収益 15,328千円 総費用 15,566千円 収支差引 △238千円①</p> <p>資本的収支 資本的収入 4,555千円 資本的支出 4,555千円 収支差引 0千円② 収支再差引 ①+② △238千円 積立金 0千円 前年度からの繰越金 779千円 形式収支 541千円 翌年度繰越財源 0千円 実質収支 541千円</p> <p>【収益的収支の繰入金内訳】 繰出基準に基づく繰入金 756千円 以外の繰入金 8,299千円</p> <p>【資本的収支の繰入金内訳】 繰出基準に基づく繰入金 912千円 以外の繰入金 913千円</p> <p>財政調整基金 千円 企業債残高 20,799千円</p>

項目	協定項目 23-4 水道事業の取扱い		
	上水道・簡易水道		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
日常点検	<p>【目的】 水道施設の適正な運転管理とともに点検整備等を行うことで水道水の安定供給に努める。</p> <p>【事業概要】 ①水道課職員により次の点検業務を実施する。 (1) 週1回、定期的に水道施設を巡回し、状況の確認と異常の早期発見に努めている。 (2) 異常発見時において対応方法を検討し、工事施行の決裁をとる。 (3) 滅菌処理薬品の残量を確認し、補充する。 (4) 定期的に水質検査をする。 ・原水・浄水全項目検査 年1回 ・浄水の一般検査 毎月 ・実施機関 社団法人 高知県食品衛生協会 食品検査センター ・実施時期 実施機関の指定日 ・実施方法 採水した水を上記実施機関が回収にまわる。 ・実施後処理 検査結果受領後保管、異常箇所は即時調査のうえ再検査</p>	<p>【目的】 水道施設の適正な運転管理とともに点検整備等を行うことで水道水の安定供給に努める。</p> <p>【事業概要】 ①水道担当職員および委託検針員により次の点検業務を実施する。 (1) 適時、水道施設を巡回し、状況の確認と異常の早期発見に努めている。 (2) 委託検針員点検が点検した内容は水道日誌に記入する。 (3) 異常発見時において対応方法を検討し復命併せて工事施行の決裁をとる。 (4) 滅菌処理薬品の残量チェックする。 (5) 定期的に水質検査をする。 ・原水、処理水全項目検査 年1回 ・処理水の一般検査 毎月 ・クリプトスポリジウム指標菌検査 毎月 ・実施機関 社団法人食品衛生協会に依頼している。 ・実施時期 実施機関の指定日 ・実施方法 採水した水を食品衛生協会が回収にまわる。 ・実施以後処理 検査結果受領後保管。異常箇所は追跡調査。</p>	<p>毎日点検（色・濁り・残塩）は農協に委託 その他維持管理についても委託している</p>
水源施設維持管理	<p>【目的】 水源施設の適正な管理及び迅速な修復対応で水道水の安定供給に努める。</p> <p>【事業概要】 ①状況の把握 1 日常管理 (1) 直営…原則として日常点検業務は、水道課により実施する。 ・定期的に水道施設を巡回し、状況の確認と異常の早期発見に努めている。 ・異常発見時は、対応方法を課長等と検討し、併せて修繕工事等の施行の決裁をとる。 ・滅菌機の薬品の残量チェック、補充を実施する。 (2) 委託…定期的に全水源地系統別の水質検査を実施する。 ・原水、浄水の全項目検査を年1回実施する。 ・浄水の定期水質検査を月1回実施する。 ・実施機関…(社)高知県食品衛生協会 食品検査センター ・実施時期…実施機関の指定日・実施方法…水道課職員による採水 ・実施後処理…検査結果受領後保管、異常箇所は即時調査のうえ再検査</p>	<p>【目的】 水源施設の適正な管理及び迅速な修復対応で水道水の安定供給に努める。</p> <p>【事業概要】 ①状況の把握 1 日常管理 (1) 上八川地区簡易水道施設は、テレメーターによる遠隔監視システムを導入しており、異常の際は自動的に職員に電話連絡がある。委託検針員が定期的に施設を巡回するほか、水道担当職員が随時点検にまわり、状況の確認と異常の早期発見に努めている。 ・異常発見時は、対応方法を課長等と検討し、併せて修繕工事等の施行の決裁をとる。 ・浄水処理薬品の残量チェック、補充、投入を実施する。 (2) 委託・・・定期的に水質検査を実施する。 ・浄水の全項目検査を年1回実施する。 ・浄水の定期水質検査を月1回実施する。 ・クリプトスポリジウム指標菌検査を月1回実施する。 ・実施機関・・・社団法人食品衛生協会 ・実施時期・・・実施機関の指定日 ・実施方法・・・採水した水を食品衛生協会が回収にまわる。 ・実施以後処理・・・検査結果受領後保管。異常があれば追跡調査等対応。</p>	<p>農協に委託 (1) ろ過池及び配水池の点検(毎日1回以上) (2) ろ過池の清掃(必要に応じて行う) (3) 消毒液の点検(毎日1回) (4) メーター器の検針(毎月1回) (5) 料金徴収(翌末日までに確実に役場に納入する事) (6) 量水器の検針(毎月1回) (7) 各家庭の検針表には必ず検針日、指示数を記入する事(検針表は、年度末に回収し役場へ持参する事) (8) 管理日誌の記帳 (9) 水質検査等の実施 (10) 漏水検査及び監督 (11) 大雨・台風等の後の水源地の調査等</p>

項目	協定項目 23-4 水道事業の取扱い		
	上水道・簡易水道		
	現況		
	伊野町	吾北村	本川村
水源施設維持管理	<p>2 定期点検・管理 (1) 電気計装施設の定期点検は、保守点検業務（1年間）として業者に委託している。（年間予算額2,370千円） ・点検報告書の提出、保管・必要に応じて立会い、確認・異常があった場合は、協議し、必要により修繕する。 (2) 自家発電装置の定期点検は、保守点検業務（1年間）として業者に委託している。（年間予算額1,010千円） ・点検報告書の提出、保管・必要に応じて立会い、確認・異常があった場合は、協議し、必要により修繕する。 ②修繕の実施 1 点検作業で対応 (1) 極軽微なものは状況確認後、修繕を実施事後報告する。 2 業者発注 (1) 状況報告を受け、確認、課長等と検討を行い、修理計画の決裁をとり、業者へ修繕の発注依頼をする。 (2) 住民への周知、現場管理（断水、通水作業等）、工事の監督、工事の検査を実施する。 ③その他 1 施設周辺の草刈作業を業者（シルバー人材センター）に依頼し実施する。</p>	<p>2 定期点検・管理 ・委託検針員が定期的に施設を巡回するほか、水道担当職員が随時点検 ・異常があった場合は、協議し、必要により修繕する。 ②修繕の実施 1. 点検作業で対応 (1) 極軽微なものは状況確認後、修繕を実施し事後報告する。 2. 業者発注 (1) 状況報告を受け、確認、課長等と検討を行い、修理計画の決裁を行い、業者へ修繕の発注依頼する。 (2) 防災無線や文書にて、住民への周知、現場管理（断水、通水作業等）、工事の監督、工事の検査を実施する。 ③その他 1. 施設周辺の草刈作業を村臨時職員の道路作業班および委託検針員が実施する。</p>	<p>農協に委託 (1) ろ過池及び配水池の点検（毎日1回以上） (2) ろ過池の清掃（必要に応じ行う） (3) 消毒液の点検（毎日1回） (4) メーター器の検針（毎月1回） (5) 料金徴収 (6) 量水器の検針（毎月1回） (7) 各家庭の検針表には必ず検針日、指示数を記入する事 (8) 管理日誌の記帳 (9) 水質検査等の実施 (10) 漏水検査及び監督 (11) 大雨・台風等の後の水源地の調査等</p>
管路施設維持管理	<p>【目的】 管路施設の水質保持、漏水の防止、漏水発生時の迅速な修復対応で安定供給に努める。 【事業概要】 ①状況の把握 1 施設のほとんどが、地中に埋設されており状況の把握は極めて困難である。 (1) 住民からの通報 (2) 貯水状況からの推測 (3) 職員による漏水調査 (4) パトロールによる漏水の推測 (5) 業者委託による漏水調査 ②修繕の実施 1 状況の確認、検討、修復計画の決裁 2 業者選定し、指示（町内業者で対応できる場合は町内業者） 3 住民への周知 4 現場の管理（断水、通水作業等） 5 備蓄材の貸与、返納 6 工事監督管理 7 工事の検査 【負担割合】 ①配水管の修繕の原因が明確な場合は、原因者負担。 ②上記以外の配水管の修繕は、全額町負担。 ③給水管の修繕は、量水器を境に、配水管側は町が負担し、宅地側は使用者等が負担する。ただし、宅地側のみの修繕は、使用者等から直接業者発注とする。</p>	<p>【目的】 管路施設の水質保持、漏水の防止、漏水発生時の迅速な修復対応で安定供給に努める。 【事業概要】 ①状況の把握 1 施設のほとんどが、地中に埋設されおり状況の把握は極めて困難である。 (1) 住民からの通報。 (2) 貯水状況からの推測。 (3) 職員による漏水調査。 (4) パトロールによる漏水の推測。 (5) 業者委託による漏水調査。 ②修繕の実施 1 状況の確認、復命、修復計画の決裁。 2 業者選定（迅速に対応可能、施設整備時の業者等）し、指示。 3 住民への周知（防災無線）。 4 現場の管理（断水、通水作業等）。 5 備蓄材なし 6 工事監督管理 7 工事の検査 【負担割合】 ①工事等施工中に配水管等を破損させた場合、工事施工業者が修繕費用負担。 ②上記以外の配水管の修繕は、全額村負担。 ③量水器より内側は使用者が直接修理を依頼し、費用も使用者が負担する。</p>	<p>【目的】 管路施設の水質保持、漏水の防止、漏水発生時の迅速な修復対応で安定供給に努める。 【事業概要】 ①状況の把握 1 施設のほとんどが、地中に埋設されおり状況の把握は極めて困難である。 (1) 住民からの通報。 (2) 貯水状況からの推測。 (3) 職員による漏水調査。 (4) パトロールによる漏水の推測。 (5) 業者委託による漏水調査。 ②修繕の実施 1 状況の確認、復命、修復計画の決裁。 2 業者選定（迅速に対応可能、施設整備時の業者等）し、指示。 3 住民への周知（防災無線）。 4 現場の管理（断水、通水作業等）。 5 備蓄材あり 6 工事監督管理 7 工事の検査 【負担割合】 ①工事等施工中に配水管等を破損させた場合、工事施工業者が修繕費用負担。 ②上記以外の配水管の修繕は、全額村負担。 ③量水器より内側は使用者が直接修理を依頼し、費用も使用者が負担する。</p>

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
	飲料水供給施設		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
根拠法令		吾北村飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例	
基 準	給水人口：50人以上100人以下		
施設数	9	2	3
施設名	出来地、楠瀬、弘瀬、込谷、長原比、毛田 野久保、小野前田、大平	楨川・枝川	大森・寺川・二俣（15年度廃止）
管理及び管理の委託	組合管理（地元管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・村長は、必要と認めるときは、集落又は任意の団体にこの施設の管理運営を委託できる。 ・管理の委託を受けた者は、管理者を定め、契約の定めにより、施設設置目的が達成される用施設の適正な管理運営に努めなければならない。 	農協委託
料 金	組合が定める	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理受託者は、施設の管理、運営に要する費用等に当てるため、使用者から使用料金を収受できる。 ・料金は管理受託者が定める。 	有料
費用負担	設 置 伊野町 維持管理 組 合	給水施設の新設、改造修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。	なし

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
	専用水道		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
根拠法令		水道法 吾北村道の駅「6 3 3 美の里」専用水道の設置及び管理に関する条例	
基 準		1 日最大給水量 2 0 m ³ を超えるものなど	
施設数		1	
施設名		道の駅 6 3 3 美の里	
管理及び管理の委託	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村長は、必要と認めるときは、集落又は任意の団体にこの施設の管理運営を委託できる。 ・ 管理の委託を受けた者は、管理者を定め、契約の定めにより、施設設置目的が達成される用施設の適正な管理運営に努めなければならない。 	該当なし
料 金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の管理受託者は、施設の管理、運営に要する費用等に当てるため、使用者から使用料金を收受できる。 ・ 料金は管理受託者が定める。 	
費用負担		給水施設の新設、改造修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。	

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
	小規模給水施設		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
根拠法令	伊野町小規模簡易水道施設費補助金交付規程	吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱	なし
基 準	上水道、簡易水道、飲料水供給施設、専用水道以外		
補助の目的	伊野町の水道施設の及ばない地域において、小規模簡易水道を布設しようとするものに対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助して、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的とする。	集落の振興、活性化を図るため、部落又は住民の組織する共同体が主体となって実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助するものとする。	—
補助率等	補助金交付予定額は、当該施設の総工費より給水装置の布設に要する費用及び事務費等を差引いた額(以下「補助対象額」という。)の50パーセント以内において、これを決定しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は別途、補助金を交付することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準及び年間事業実施件数等 ・ 水源地・導水管配水池配水管の各施設補助額 3, 0 0 0 千円以下 ・ 補助率 1 / 2 以内 ・ 補助対象事業費 5 0 ~ 2, 0 0 0 千円 	—
管 理	町長が別に定める小規模簡易水道組合規程により組合を結成して、これにより行い、みだりにその施設を改造又は撤去してはならない。	地元管理	基本的には部落で管理を行う。 大規模修繕等は村にて費用負担。 (例外として小規模修繕も村で行う場合もある。)

項 目		協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い																											
		その他																											
		現		況																									
		伊野町	吾北村	本川村																									
根拠法令		高岩簡易水道組合規定																											
基 準		簡易水道：給水人口 1 0 1 人以上 5 0 0 0 人以下																											
施設数		簡易水道（無認可）施設： 1																											
施設名		高岩簡易水道																											
施設概要		簡易水道：給水人口： 1 5 1 人 配水能力： 6 0 m ³ /日																											
設置及び管理者		設置者・管理者：高岩簡易水道組合																											
使用 料 金	量水器	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過水量</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 k リットル</td> <td>500円</td> <td>1 k リットル</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1000円</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1500円</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>2000円</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>3000円</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>				基準水量	基本料金	超過水量	超過料金	10 k リットル	500円	1 k リットル	50円	〃	1000円	〃	〃	〃	1500円	〃	〃	〃	2000円	〃	〃	〃	3000円	〃	〃
	基準水量	基本料金	超過水量	超過料金																									
	10 k リットル	500円	1 k リットル	50円																									
	〃	1000円	〃	〃																									
	〃	1500円	〃	〃																									
	〃	2000円	〃	〃																									
〃	3000円	〃	〃																										
口径 13mm	該当なし																												
口径 20mm	該当なし																												
口径 25mm	該当なし																												
口径 40mm	該当なし																												
口径 50mm	該当なし																												
事 業		<p>組合は目的を達成するため次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料の徴収に関すること。 ・取水池、配水槽の保守点検及び清掃に関すること。 ・消毒施設の保守点検に関すること。 ・水道施設の管理、補修に関すること。 ・水道施設に関する村費等補助金の申請に関すること。 ・水質検査に関すること。 ・その他組合の目的を達成するため必要なこと。 																											
加 入		組合に新たに加入しようとする者は、組合長に加入申込書を提出し、役員会の承認を得、次に定める組合加入金を納めなければならない。																											
加入金		<ul style="list-style-type: none"> ・加入金は5,000円とし、新設の場合50,000円を加算する。 ・3ヶ月以上休止後再利用の場合5,000円負担 																											

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い
参考法令	<p>【地方公営企業法】 (この法律の適用を受ける企業の範囲) 第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。 1. 水道事業（簡易水道事業を除く。） 2. 工業用水道事業 3. 軌道事業 4. 自動車運送事業 5. 鉄道事業 6. 電気事業 7. ガス事業 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。《改正》平11法087 3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあっては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。</p> <p>【地方公営企業法】 (特別会計) 第17条 地方公営企業の経理は、第2条第1項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を2以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で2以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。</p> <p>【地方公営企業法施行令】 (2以上の事業を通ずる特別会計) 第8条の4 地方公共団体は、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合又は水道事業及び法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計を設けることができる。</p> <p>【水道法】 (用語の定義) 第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。 5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。 1. 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの 2. その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの《改正》平13法100 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。 12 この法律において「治水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。</p>

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い
参考法令	<p>(事業の認可及び経営主体)</p> <p>第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 水道事業は、原則として市町村が営むものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。</p> <p>(供給規程)</p> <p>第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。</p> <p>2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。 2. 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。 3. 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。 4. 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 5. 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い
留意事項	<p>○ 3 町村における会計区分の相違。（伊野町は上水道、簡易水道とも地方公営企業法の適用、2 村は地方公営企業法の非適用）</p> <p>○ 水道施設の設置状況の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊野町は上水道・簡易水道・飲料水供給施設・小規模給水施設 ・ 吾北村は簡易水道・飲料水供給施設・小規模給水施設・専用水道・その他 ・ 本川村は簡易水道・飲料水供給施設・小規模給水施設 <p>○ 使用料金及びメーター使用料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊野町は上水道・簡易水道で水道料金を徴収 ・ 吾北村は簡易水道と飲料水供給施設の 1 施設において水道料金を徴収 ・ 本川村は簡易水道と飲料水供給施設で水道料金を徴収 ・ 伊野町は一般・営業・臨時用で料金設定 ・ 吾北村は一般のみ ・ 本川村は一般・営業で料金設定 <p>○ 設置及び管理主体の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 町村の上水道・簡易水道については、各町村が事業主体で、管理も町村が行っている。 ・ 飲料水供給施設は 3 町村とも町村が設置、管理は、伊野町が全施設受益者、吾北村が村と受益者 1 施設ずつ、本川村は全施設村で管理している。 ・ 小規模給水施設は、伊野町・吾北村は、町村の補助事業で受益者が設置、本川村は村が設置、管理については 3 町村とも受益者が行っている。 <p>○ 検針業務の相違</p> <p>○ 新規加入金徴収の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊野町においては、口径に応じ徴収、吾北村・本川村では徴収していない。 <p>○ 手数料の相違</p>
調整方針（案）	<p>○ 会計区分は、伊野地区は現行のとおり新町に引き継ぎ、吾北・本川地区においては、合併時に統合する。</p> <p>○ 水道施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>○ 使用料金及びメーター使用料金は、別表のとおり合併時に統一する。</p> <p>○ 検針業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>○ 加入金については、伊野町の例により合併時に統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吾北村において現在、実施中（H15年～H17年度）の事業については、従前のとおりとし、新たな事業から適用する。 <p>○ 手数料については、伊野町の例により合併時に統一する。</p> <p>○ 工事負担金については、伊野町の例により合併時に統一する。</p> <p>○ 小規模給水施設補助事業については、伊野町の例により合併時に統一する。</p>

項 目 協定項目 23-4 水道事業の取扱い

別表

1. 水道料金

種 別	用 途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)
		基本水量	基本料金	
専 用	一般用	8 m ³	480円	95円
	営業用	10 m ³	650円	105円
	臨時用	1 m ³ につき195円		
共 用	1 m ³ につき95円			

2. メーター使用料金

口径 13mm	70円
口径 20mm	120円
口径 25mm	140円
口径 30mm	220円
口径 40mm	300円
口径 50mm	1,200円
口径 75mm	1,500円

3. 料金は1及び2に定める金額の合計金額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い
協議の結果	

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い														
	下水道 (公共)														
		現 況													
	伊野町	吾北村	本川村												
根拠法令	都市計画法・下水道法 伊野町下水道条例・伊野町下水道条例施行規則														
事業の目的	健全な都市生活環境の整備による住民生活の向上安定を目的とする。														
下水道事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・種 別 単 独 ・処 理 区 名 伊野処理区 ・当初認可年月日 昭和60年 ・今回認可年月日 平成12年3月28日 ・認可番号 建設省高都下公発第1号 ・事業期間 平成18年3月31日 ・排除方式 分流式 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">今 回</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">既認可</td> </tr> <tr> <td>計画処理人口</td> <td style="text-align: center;">6,320人</td> <td style="text-align: center;">6,970人</td> </tr> <tr> <td>計画処理面積 (汚水)</td> <td style="text-align: center;">115.62ha</td> <td style="text-align: center;">93.00ha</td> </tr> <tr> <td>供用開始年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成元年9月1日</td> </tr> </table>		今 回	既認可	計画処理人口	6,320人	6,970人	計画処理面積 (汚水)	115.62ha	93.00ha	供用開始年月日	平成元年9月1日			
	今 回	既認可													
計画処理人口	6,320人	6,970人													
計画処理面積 (汚水)	115.62ha	93.00ha													
供用開始年月日	平成元年9月1日														
全体計画	◎公共下水道 計画処理面積 417.48ha 計画処理人口 16,800人 計画汚水量 8,470m ³ /日 (日最大10,660m ³ /日) 排除方式 分流方式 処理方法 伊野町公共下水道 (伊野浄水苑) 事業期間 昭和53年～平成30年	該当なし	該当なし												
施設維持管理	①管渠・マンホール等の施設管理 (直) ②処理水の水質管理 (委) ③下水道台帳の管理 (直) (直) …直営管理 (委) …委託管理 【その他】 管渠 (中継ポンプ施設・マンホールポンプ) の 清掃・定期点検及び定期運転確認については、汚 水管渠処理施設保守点検業者に委託している。														
受益者負担金	下水道事業に要する費用の一部に充てるため受益者負担金を徴収する。 ○1 m ² につき400円 ○徴収は年4回、5年分割で計20回の分割納入、希望者には一括納付できる (前納報奨金制度あり) ・納付書発行 毎年6月上旬 ・納期限 6月末・8月末・11月末・翌年1月末														

項 目		協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
		下水道（公共）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
下水道使用料		下水道維持管理費を賄うため、下水道利用者から使用料を徴収する。 ○基本料金と従量使用料からなる累進使用料体系		
使用料	基本料金	8 m ³ まで	4 5 0 円	
	超過料金	8 m ³ 超～3 0 m ³	1 m ³ 当たり 8 0 円	
	超過料金	3 0 m ³ 超～5 0 m ³	1 m ³ 当たり 9 0 円	
	超過料金	5 0 m ³ 超～	1 m ³ 当たり 1 0 0 円	
		消費税別途必要		
	検針実施時期	毎月 2 0 ～ 2 3 日頃		
	納付	口座振替・集金		
公共下水道排水設備改造資金利子補給事務	事業の目的	処理区域内において、排水設備の設置及び既設の便所を水洗便所に改造するため、自己資金のみでは工事をすることが困難であるものに対し、当該改造に要する資金の融資を金融機関にあっせんするとともに、当該利子の一部を補給することによって、環境衛生の向上と公共用水域水質保全に資することを目的とする。		
	融資の額	申請1件につき30万円以内とし、1万円を単位とする。		
	融資期間	30ヶ月以内		
	融資利率	約定償還日までの間の利子年3.5%を補給する。ただし、下水の処理開始の区域となった日から1年以内に融資斡旋をしたものは、償還期間の最初から15ヶ月は年6.5%を補給する。 元金の償還が送れたときの延滞利子は、融資を受けた方の負担となる。		
	融資の実行日	改良工事が完了し、検査に合格した後。		
	融資斡旋の対象	①処理区域内における建築物の所有者で、町税、受益者負担金等を滞納していないもの。 ②下水道供用開始の日から、排水設備工事にあつては、3年以内に行う改良工事であること。 ③町内に居住する連帯保証人が2名あること。 ④融資を受けた改良資金について、償還能力があること。 ⑤自己資金による改造が困難であること。		
		該当なし		該当なし

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
	下水道（都市）		
		現	況
	伊野町	吾北村	本川村
根拠法令	都市計画法・下水道法 伊野町下水道条例・伊野町下水道条例施行規則		
事業の目的	健全な都市生活環境の整備による住民生活の向上 安定（枝川地区の浸水被害の軽減）を目的とする。		
下水道事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・種 別 単 独 ・名 称 枝川都市下水路 ・当初認可年月日 昭和53年12月11日 ・今回認可年月日 平成12年 9月 8日 ・事 業 期 間 平成19年 3月31日 		
全体計画	◎都市下水路 枝川第1都市下水路 集水面積 95.2 h a 浸水戸数 290戸 浸水指数 9,360 枝川第2都市下水路 集水面積 38.4 h a 浸水戸数 210戸 浸水指数 6,720 事業期間 昭和58年～平成19年	該当なし	該当なし
施設維持管理	①函渠・マンホール等の施設管理 (直) ②排水機場施設の保守点検 (委) (直) …直営管理 (委) …委託管理		
平成13年度決算	<ul style="list-style-type: none"> ・都市下水路事業一般会計 都市下水路費 456,949千円 (内前年度よりの繰越額 370,043千円) 都市下水路管理費 12,333千円 計 469,282千円 		

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い		
	集落排水		
		現	況
	伊野町	吾北村	本川村
根拠法令	浄化槽法・水質汚濁防止法 伊野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例・伊野町農業集落排水事業受益者分担金に関 する条例・伊野町農業集落排水事業特別会計条例・ 伊野町農業集落排水事業整備基金条例		
事業の趣旨	農業及び農村の健全な発展を期するためには、 生産性の高い農業の実現をめざすとともに、活力 ある農村社会の形成を図ることが緊要である。し かし、近年の農村社会における混住化の進展、生 活様式の高度化、農業生産様式の変貌等、農業及 び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水 の汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良 施設の維持管理の増大、悪臭の発生等、農業生産 環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じ ている。このため、農業用排水の水質保全、農 業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改 善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与す るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の 汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、 もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社 会の形成に資するものとする。	該当なし	該当なし
概 要	市街化区域外を農業集落排水事業及び個別合併 浄化槽により整備する計画である。農業集落排水 事業は、八代地区が完了し、供用開始している。 現在 2 地区目の加田地区を平成 1 6 年 4 月供用開 始に向けて整備中である。 ①八代処理区：平成10年度供用開始済み 集 落：大字枝川八代1区 会計の種類：農業集落排水特別会計 処理方法：回分式活性汚泥方式 →JARUS-X I 型 処理人口：5 2 0 人 日平均汚水量：1 4 1 m ³ /日 ②加田処理区：平成16年度供用開始予定 集 落：大字加田 会計の種類：農業集落排水特別会計 処理方法：回分式活性汚泥方式 →JARUS-X I 型 処理人口：5 1 0 人 日平均汚水量：1 3 8 m ³ /日		

項 目	協定項目 2 3 - 4 水道事業の取扱い 下水道・集落排水
参考法令	<p>【都市計画法】 (都市計画の基本理念) 第 2 条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。</p> <p>【下水道法】 (この法律の目的) 第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【浄化槽法】 (目的) 第 1 条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【水質汚濁防止法】 (目的) 第 1 条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。</p>
留意事項	下水道及び集落排水施設については、伊野町のみである。
調整方針（案）	○伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
協議の結果	

協議第34号

各種福祉制度の取扱いについて

別紙のとおり各種福祉制度の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年8月22日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

協議第34号

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目			協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い					3 町村の相違点	調整方針（案）	協議の結果	
			現 況		詳細内容掲 載ページ	伊野町	吾北村				本川村
			伊野町	吾北村							
医療助成	国	1	老人保健医療				8/71	3 町村相違ない	現行のとおり新町に引き継ぐ。		
		県	2	乳幼児医療費助成事業				9/71	3 町村相違ない	現行のとおり新町に引き継ぐ。	
			3	重度心身障害児・者医療費助成事業（一般・高齢者）				10/71	3 町村相違ない		
			4	母子家庭医療費				12/71	3 町村相違ない		
	単独	5	幼児医療助成事業				13/71	3 町村で実施対象者の相違	現行のとおり新町に引き継ぐが、平成21年度から伊野町の例により統一する。		
		6	心身障害者医療助成制度（一般・高齢者）		×	×	14/71	伊野町のみ実施	合併時、伊野町の例により統一する。		
児童福祉	国	7	特別児童扶養手当				15/71	3 町村相違ない	現行のとおり新町に引き継ぐ。		
		8	児童手当				16/71	3 町村相違ない			
		9	児童扶養手当				17/71	3 町村相違ない			
		10	子育て支援センター事業		×	×	18/71	伊野町のみ実施			
	県	11	子育て支援短期利用事業		×	×	18/71	伊野町のみ実施	合併時、伊野町の例により統一する。		
	単独	12	チャイルドシート補助金	×		×	19/71	吾北村のみ実施	チャイルドシート貸付事業に移行する。		
		13	チャイルドシート貸付事業		×		19/71	2 町村のみ実施運用の相違	新町において、現在使用しているチャイルドシートが使用可能な限り事業を実施し、使用できなくなった時点で順次廃止する。		
		14	私立保育園運営費補助		×	×	20/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。		

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い					3 町村の相違点	調整方針（案）	協議の結果
		現況			詳細内容掲載ページ				
		伊野町	吾北村	本川村					
15	外出支援サービス事業				21/71	3 町村で実施 事業委託先の相違	現行のとおり新町に引き継ぐ。		
16	軽度生活援助事業				22/71	3 町村で実施、利用者負担金及び委託先の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。		
17	住宅改修支援事業	×		×	23/71	吾北村のみ実施	吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。		
18	住宅改修支援事業（理由書助成分）				24/71	3 町村相違ない	現行のとおり、新町に引き継ぐ。		
19	訪問理美容サービス事業		×	×	24/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。		
20	転倒骨折予防教室		×	×	25/71	伊野町のみ実施			
21	アクティビティ・痴呆介護教室		×	×	25/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。		
22	地域住民グループ支援事業		×	×	26/71	伊野町のみ実施			
23	高齢者食生活改善事業				26/71	3 町村相違ない	現行のとおり、新町に引き継ぐ。		
24	運動指導事業		×	×	26/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。		
25	生きがい活動支援通所事業				27/71	3 町村で実施、利用料、実施方法、委託先の相違	伊野・吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。		
26	生活管理指導事業（指導員派遣）	×		×	28/71	吾北村のみ実施	事前に調整のうえ、合併時に統一する。		
27	食の自立支援事業		×	×	28/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。		
28	家族介護教室				29/71	3 町村で実施 委託先の相違	現行のとおり新町に引き継ぐ。		
29	家族介護用品の支給	×			29/71	2 村で実施	吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。		
30	家族介護者交流事業			×	30/71	2 町村で実施	伊野・吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。		

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い					3 町村の相違点	調整方針（案）	協議の結果	
		現況		詳細内容掲載ページ	3 町村の相違点	調整方針（案）				協議の結果
		伊野町	吾北村							
高 齢 者 福 祉	国	31	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業		×	×	30/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
		32	緊急通報体制整備事業				31/71	3 町村で実施 利用料、委託先の相違	現行のとおり引き継ぎ、合併後伊野町の例により統一する。	
		33	老人保護措置事業				32/71	3 町村相違ない	現行のとおり、新町に引き継ぐ。	
		34	老人日常生活用具給付等				33/71	3 町村相違ない		
		35	機能訓練 B 型		×	×	33/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
		36	生活支援ハウス運営事業	×	×		33/71	本川村のみ実施	本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。	
		37	老人クラブ活動等補助				34/71	3 町村で実施 事務局の相違	事前に調整のうえ、合併時統一する。	
	県	38	住宅改造支援事業				35/71	3 町村相違ない	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	
		39	敬老事業				36/71	3 町村で実施 実施主体の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
		40	敬老年金		×		37/71	2 町村で実施 対象者・支給額の相違	伊野・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後段階的に調整し統一する。	
		41	高齢者福祉施設管理		×		37/71	2 町村で実施 施設の相違	伊野・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。	
		42	老人在宅介護手当				38/71	3 町村で実施 対象者・支給額の相違	現行のとおり新町に引き継ぐが、平成 21 年度から伊野町の例により統一する。	
		43	福祉機器・用具の貸出		×	×	38/71	伊野町のみ実施	現行のとおり新町に引き継ぐ。	
		44	在宅高齢者等オムツチケット交付事業		×	×	39/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。	
45	在宅福祉実践事業（配食サービス事業）	×			40/71	2 村のみ実施、対象者、利用料等の相違	吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。			
46	シルバーハウス運営事業		×	×	41/71	伊野町のみ実施	現行のとおり新町に引き継ぐ。			

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い					3 町村の相違点	調整方針（案）	協議の結果
		現況			詳細内容掲載ページ				
		伊野町	吾北村	本川村					
高齢者福祉	単独	47	ミニ・デイサービス		×	×	41/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。
		48	高齢者住宅軽改造助成事業	×		×	42/71	吾北村のみ実施	吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ実施するが、平成21年度において検討する。
		49	福祉電話事業				42/71	3 町村相違ない	現行のとおり新町に引き継ぐ。
障害福祉	国	50	身体障害者サービス				43/71	伊野町のみ実施 2 村は対象者なし	現行のとおり新町に引き継ぐ。
		51	身体障害者短期入所事業				44/71	伊野町のみ実施 2 村は対象者なし	
		52	身体障害者援護措置				44/71	3 町村相違ない	
		53	身体障害者・知的障害者相談				45/71	3 町村で実施 伊野町のみ独自で設置	
		54	日常生活用具給付等事業				45/71	3 町村相違ない	
		55	身体障害者更生医療給付費				46/71	3 町村相違ない	
		56	身体障害児・者補装具給付費				47/71	3 町村相違ない	
		57	身体障害者ホームヘルプサービス事業				47/71	3 町村で実施 委託先の相違	
		58	更正訓練費支給事業				48/71	3 町村相違ない	
		59	福祉手当				48/71	3 町村相違ない	
		60	障害児福祉手当				49/71	3 町村相違ない	
61	特別障害者手当				49/71	3 町村相違ない			
62	身体障害者手帳受付・交付事務				50/71	3 町村相違ない			

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い					3 町村の相違点	調整方針（案）	協議の結果	
		現況			詳細内容掲載ページ					
		伊野町	吾北村	本川村						
国	63	授産施設の相互利用事業				50/71	伊野町のみ実施 2村は対象者なし	現行のとおり新町に引き継ぐ。		
	64	身体障害者施設支援費				51/71	3 町村相違ない			
	65	知的障害者施設支援費				51/71	3 町村相違ない			
	66	身体障害者居宅生活支援費				52/71	3 町村相違ない			
	67	知的障害者居宅生活支援費				52/71	3 町村相違ない			
	68	障害児居宅生活支援費				53/71	3 町村相違ない			
	69	施設入所者医療補助				53/71	3 町村相違ない			
	70	精神保健福祉法事務				54/71	3 町村相違ない		現行のとおり、新町に引き継ぐ。	
	71	精神障害者短期入所事業				54/71	3 町村相違ない 3 町村とも対象者なし			
72	精神障害者居宅介護等事業				54/71	3 町村相違ない 3 町村とも対象者なし				
県	73	心身障害者扶養共済制度事務				55/71	3 町村相違ない	現行のとおり新町に引き継ぐ。		
	74	市町村社会参加促進事業				55/71	3 町村で実施 委託先の相違			
	75	障害児・者福祉機器給付事業		×		56/71	伊野町のみ実施 本川村対象者なし			
	76	住宅改造支援事業				56/71	3 町村相違ない			
	77	障害者地域生活支え合い事業		×	×	56/71	伊野町のみ実施			
	78	心身障害者通所援護事業		×	×	57/71	伊野町のみ実施			

項 目			協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い				3 町村の相違点	調整方針（案）	協議の結果		
			現 況			詳細内容掲 載ページ					
			伊野町	吾北村	本川村						
障害福祉	単独	79	障害者団体補助				57/71	3 町村で実施 対象者、運用の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同 一又は類似する団体は統合する方向で調 整を図り、助成等の見直しを行う。		
		80	福祉タクシー・ガソリン事業				×	58/71	2 町村で実施 補助金の相違	伊野町の例により合併時に統一する。	
		81	在宅障害児・者啓発活動、友 愛訪問活動事業			×	×	59/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり引き継 ぎ、合併後統一する。	
		82	心身障害児福祉年金事業			×	×	59/71	伊野町のみ実施		
その他福祉事業	国	83	生活保護事業				60/71	3 町村で実施 公金扱いの相違	現行のとおり、新町に引き継ぐ。		
		84	災害弔慰金、災害障害見舞金 支給				61/71	3 町村で実施 弔慰金額の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後伊 野町の例により統一する。		
		85	災害援護資金貸付				62/71	3 町村で実施 貸付金額の相違			
		86	戦没者遺族弔慰金				63/71	3 町村相違ない	現行のとおり、新町に引き継ぐ。		
		87	戦没者等の妻に対する特別給 付金等				63/71	3 町村相違ない			
		88	母子寡婦福祉資金貸付				63/71	伊野町のみ実施 2 村対象者なし			
	県	89	民生委員推薦会				64/71	3 町村で実施 人数等の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統 一する。		
	単独	90	災害見舞金支給				×	65/71	2 町村のみ実施 見舞金の相違	事前に調整のうえ、合併時に統一する。	
		91	民生児童委員協議会補助				65/71	3 町村で実施 人数等の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統 一する。		
		92	行旅困窮者措置費法外援助 （行旅人）			×	66/71	2 町村で実施 相違ない	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調 整する。		
93		ゲートボール場管理	×			66/71	2 村で実施 実施主体の相違	吾北・本川地区において現行のとおり新 町に引き継ぐ。			

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い							
		現況			詳細内容掲載ページ	3町村の相違点	調整方針(案)	協議の結果	
		伊野町	吾北村	本川村					
独	94	遺族会補助				67/71	3町村で実施補助金の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
	95	戦没者追悼式等				67/71	3町村で実施負担額の相違		
	96	母子・父子家庭新入学・卒業記念事業		×	×	67/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。	
	97	金婚夫婦記念事業				68/71	3町村で実施記念品の金額の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
	98	長期入院患者見舞金	×		×	68/71	吾北村のみ実施	合併時検討する。	
	99	心配ごと相談所運営事業				69/71	3町村で相違ない	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
	100	社会福祉活動推進校の育成				69/71	3町村で実施補助金の相違	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
	101	給食センター運営	×	×		69/71	本川村のみ実施	本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。	
	102	ボランティアセンター事業		×	×	70/71	伊野町のみ実施	伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。	
	103	ふれあいのまちづくり事業		×	×	70/71	伊野町のみ実施		
104	団体補助				71/71	3町村で実施	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。		
国	105	障害計画					3町村相違ない	新町において策定する。	
	106	母子保健計画					3町村相違ない		
	107	高齢者福祉計画					3町村相違ない		

平成17年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区81歳以上3万円、平成18年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区82歳以上2万5千円、平成19年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区83歳以上2万円、平成20年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区84歳以上1万5千円、平成21年度以降伊野町の例により統一して実施する。

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い
		医療助成(国)
		現 況
1 老人 保健 医療	根拠法令	老人保健法
	対象者	75歳以上の方 ただし、昭和7年9月30日までに生まれた方は、引き続き老人保健法により医療を受ける。 (一定の障害がある方は65歳以上の方)(所得制限なし。)
	対象外	生活保護などにより健康保険に加入していない方
	給付等の範囲	入院・外来とも総医療費から下記の自己負担額等を控除した額を給付
	負担の割合	老人保健法の受給者の方及び世帯の方等の所得に応じて負担割合は1割又は2割になり、以下の基準により自己負担限度額の異なる4つの負担区分に分けられる。 一定以上所得者(2割負担) 住民票の世帯の老人保健法受給者本人、他の老人保健法受給者、70歳以上の高齢者のうち1人でも、市民税の課税所得が124万円以上ある方がいる場合 ただし、次の方は申請により適用が除外され、一般の区分(1割負担)となる。老人保健法受給者本人以外に同一世帯に属する他の老人保健法受給者や70歳以上の高齢者がいない場合は、受給者本人の収入が450万円未満の方、いる場合は老人保健法受給者本人を含む上記の方の収入の合計が637万円未満の方 区分II(1割負担) 老人保健法受給者と同じ住民票の世帯員全員が市民税非課税である場合 生活保護法に規定する要保護者であって、この区分によって高額医療費の支給を受け、かつ、食事の標準負担額について減額されたとすれば、保護を要しなくなる場合 区分I(1割負担) 老人保健法受給者と同じ住民票の世帯員全員の所得が0円の場合(公的年金の控除額を65万円として計算) 生活保護法に規定する要保護者であって、この区分によって高額医療費の支給を受け、かつ、食事の標準負担額について減額されたとすれば、保護を要しなくなる場合 一般(1割負担) 上記以外の場合 受給者証には1割又は2割の負担割合が印字されている。
	高額医療費	1. 1月の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により後から支給される。 2. 同じ世帯に老人保健法の受給者が複数いる場合は、それぞれの外来・入院の自己負担額を合算し、世帯の自己負担限度額を超えた額を高額医療費として支給する。 3. 札幌市では高額医療費の支給の対象となる方全員に通知をするので、初の1回のみ申請をお願いします。2回目以降の申請は不要で、領収書も不要である。また、申請は郵送でお願いします。
参考法令	【老人保健法】 (目的) 第1条 この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。 (基本的理念) 第2条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする。 2 国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域若しくは地域又は家庭において、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。 (国の責務) 第3条 国は、この法律による保健事業(以下単に「保健事業」という。)が健全かつ円滑に実施されるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。 (地方公共団体の責務) 第4条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならない。 (保険者の責務) 第5条 保険者は、加入者の老後における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。 (保健事業の種類) 第12条 保健事業の種類は、次のとおりとする。 1. 健康手帳の交付 2. 健康教育 3. 健康相談 4. 健康診査 5. 医療(医療費の支給を含む。)	

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		医療助成(県)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
2 乳幼児医療費助成事業	根拠法令	高知県乳幼児医療費補助金交付要綱 伊野町福祉医療費助成に関する条例	高知県乳幼児医療費補助金交付要綱 吾北村福祉医療費助成に関する条例	高知県乳幼児医療費補助金交付要綱 本川村福祉医療費助成に関する条例
	対象者	乳児：生後0歳児(外来・入院診療)	乳児：生後0歳児(外来・入院診療)	乳児：生後0歳児(外来・入院診療)
		幼児：1～6歳になった年度末(入院診療のみ)	幼児：1～6歳になった年度末(入院診療のみ)	幼児：1～6歳になった年度末(入院診療のみ)
	対象者数	乳児： 152人	乳児：27人	乳児： 7人
		幼児：1,133人	幼児：84人	幼児：27人
	助成件数	2,174件	331件	54件
	助成金額	7,881,379円	1,279,441円	176,391円
支給方法	現物	現物	現物	
参考法令	<p>【高知県乳幼児医療助成事業実施要綱】(抜粋)</p> <p>1 目的 この事業は、乳幼児に対し医療費の一部を助成することにより、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を促進し、もって乳児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 用語の定義 (1) この要綱において「乳幼児」とは、乳児(出生の日から1歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者をいう。)及び幼児(1歳の誕生日の前日の属する月の翌月から6歳に達する日以降における最初の3月末日までの者をいう。)をいう。 (2) この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で乳幼児を現に監護するものをいう。(民法、児童福祉法) (3) この要綱において「医療保険各法とは、次の各号に掲げる法律をいう。 ア 健康保険法 イ 船員保健法 ウ 私立学校教職員共済法 エ 国家公務員共済組合法 オ 国民健康保険法 カ 地方公務員等共済組合法 (4) この要綱において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、特定療養費、家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。</p> <p>【高知県乳幼児医療費補助金交付要綱】(抜粋)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、乳幼児医療費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。 (補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、乳幼児の保護と福祉の増進を図るため、別紙「乳幼児医療費助成事業実施要綱」に基づき市町村が行う乳幼児医療費助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。 (補助率及び補助額の範囲)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業の補助額の範囲は、次に掲げる各号の額の2分の1の額を合算した額とする。ただし、当該合算額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 乳幼児医療費助成支出金額 (2) 高知県国民健康保険団体連合会に対する乳幼児医療費審査支払手数料支出金額</p>			

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		医療助成(県)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
3 重度心身障害児・者医療費助成 (一般医療)	根拠法令	高知県重度心身障害児・者医療費補助金交付要綱 伊野町福祉医療費助成に関する条例	高知県重度心身障害児・者医療費補助金交付要綱 吾北村福祉医療費助成に関する条例	高知県重度心身障害児・者医療費補助金交付要綱 本川村福祉医療費助成に関する条例
	対象者	障害等級1、2級及びA1、A2の障害を持つ65歳未満の者	障害等級1、2級及びA1、A2の障害を持つ65歳未満の者	障害等級1、2級及びA1、A2の障害を持つ65歳未満の者
	対象者数	193人	29人	2人
	助成件数	4,001件	628件	12件
	助成金額	30,005,535円	6,196,977円	28,052円
	支給方法	現物	現物	現物
3 重度心身障害児・者医療費助成 (高齢者医療)	根拠法令	高知県重度心身障害児・者医療費補助金交付要綱 伊野町福祉医療費助成に関する条例	高知県重度心身障害児・者医療費補助金交付要綱 吾北村福祉医療費助成に関する条例	高知県重度心身障害児・者医療費補助金交付要綱 本川村福祉医療費助成に関する条例
	対象者	障害等級1、2級及びA1、A2の障害を持つ65歳以上の者	障害等級1、2級及びA1、A2の障害を持つ65歳以上の者	障害等級1、2級及びA1、A2の障害を持つ65歳以上の者
	対象者数	375人	91人	13人
	助成件数	7,742件	1,540件	299件
	助成金額	47,826,428円	10,794,667円	1,630,908円
	支給方法	現物	現物	現物
参考法令	<p>【高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項】(抜粋)</p> <p>1 目的 この事業は、重度心身障害児・者の保健の向上及び福祉の増進を図るために、重度の障害のある方は又はその保護者に対して医療費の一部を助成するものである。</p> <p>2 実施主体 この事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>3 医療費助成対象者 (1) 障害児(1歳以上18歳未満の者) ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者 イ 児童福祉法第15条に規定する児童相談所において、重度知的障害(知能指数がおおむね35以下)と判定された者 ウ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級又は4級に該当する身体障害を有し、かつ、上記児童相談所において、中度知的障害(知能指数がおおむね36以上50以下)と判定された者</p>			

項目	協定項目 23 - 3 各種福祉制度の取扱い		
	医療助成(県)		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
参考法令	<p>(2) 障害者(18歳以上の者)</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者</p> <p>イ 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更正相談所において、重度知的障害(知能指数がおおむね35以下)と判定された者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けたもの又は市町村民税非課税世帯の者</p> <p>4 対象事業 助成対象事業は、市町村が当該市町村の区域内に住所を有する、重度心身障害者又は保護者が現に加入している医療保険(65歳未満)及び老人保健法(65歳以上)による医療費の一部を助成する事業とする。(以下省略)</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		医療助成(県)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
4 母子家庭医療費助成事業	根拠法令	高知県母子家庭医療費助成補助金交付要綱 伊野町母子家庭医療費助成に関する条例	高知県母子家庭医療費助成補助金交付要綱 吾北村母子家庭医療費助成に関する条例	高知県母子家庭医療費助成補助金交付要綱 本川村母子家庭医療費助成に関する条例
	対象者	1. 所得非課税世帯の母子家庭 2. 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭で、母子家庭に準じると認められた者 3. 父母のいない児童 児童とは、18歳の年度末までにある児童	1. 所得非課税世帯の母子家庭 2. 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭で、母子家庭に準じると認められた者 3. 父母のいない児童 児童とは、18歳の年度末までにある児童	1. 所得非課税世帯の母子家庭 2. 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭で、母子家庭に準じると認められた者 3. 父母のいない児童 児童とは、18歳の年度末までにある児童
	対象者数	103世帯 261人	23世帯 35人	3世帯 7人
	助成件数	1,965件	270件	38件
	助成金額	6,881,802円	751,739円	118,515円
	支給方法	現物	現物	現物
	参考法令	<p>【高知県母子家庭医療費助成事業補助金交付要綱】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、市町村が行う母子家庭医療費助成事業に要する経費について、予算の範囲内において当該市町村に対して補助金を交付することにより、母子家庭の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。 (省略) 2 配偶者のない女子とは、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条1項に定める者をいう。 3 児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4 保険給付とは、次の各号のものをいう。 (省略) <p>第3条 助成事業の対象者は別表1に定める。</p> <p>別表抜粋</p> <p>母子家庭医療費助成事業を行う市町村の区域に住所を有する次の各号の一に該当する者で、原則として母子及び寡婦福祉法にいう母子家庭の母と児童で、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者又は老人保健法第25条に規定する70歳以上の加入者等である者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童を監護し、その者と生計を維持する配偶者のない女子 (2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童 (3) 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭であって、市町村長が母子家庭に準ずると認められる祖母と孫又は姉と弟妹 (4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)附則第3条に規定する父母のいない児童 (以下省略) 		

項 目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		医療助成(単独)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
5 幼 児 医 療 費 助 成 事 業	根拠法令	伊野町福祉医療費助成に関する条例	吾北村福祉医療費助成に関する条例	本川村福祉医療費助成に関する条例
	対象者	1 ~ 3 歳未満	1 歳 ~ 就学前	1 歳 ~ 就学前
		外来診療	外来診療	外来診療
	対象者数	3 2 0 人	8 4 人	2 7 人
	助成件数	4 , 2 0 8 件	1 , 0 2 3 件	1 9 9 件
	助成金額	1 0 , 9 5 5 , 9 6 0 円	2 , 2 9 0 , 3 5 2 円	4 5 3 , 7 9 1 円
	支給方法	現物	現物	現物

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		医療助成(単独)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
6 心身障害者医療費助成事業 (一般医療)	根拠法令	伊野町福祉医療費助成に関する条例	該当なし	該当なし
	対象者	障害等級3級及びB1の障害を持つ65歳未満の者のうち、その年度の所得が200万円以下の者		
	対象者数	35人		
	助成件数	131件		
	助成金額	3,166,165円		
	支給方法	現物		
6 心身障害者医療費助成事業 (高齢者医療)	根拠法令	伊野町福祉医療費助成に関する条例	該当なし	該当なし
	対象者	障害等級3級及びB1の障害を持つ65歳以上の者のうち、その年度の所得が200万円以下の者		
	対象者数	101人		
	助成件数	337件		
	助成金額	6,992,600円		
	支給方法	現物		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		児童福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
7 特別児童 扶養手 当	根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
	目的	精神又は身体に障害を有する児童について、特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的としている。		
	受給資格	20歳未満政令で定める障害の状態にある児童監護している親、もしくは親に代わって児童を養育している者で、所得制限以下である者。受給者、児童ともに日本国内に住所を有すること。 対象児童が障害を事由とする年金を受けていないこと。対象児童が福祉施設に入所していないこと。		
	支給額	月額一人につき 1級 51,550円 2級 34,330円		
	支給期日	支給月は4月 8月 12月で4ヶ月毎		
	受給者数	29人	0人	1人
	経費負担	国・県・町村		
	参考法令	<p>【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】 (支給要件) 第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。 2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者)に支給するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。 1. 日本国内に住所を有しないとき。 2. 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 4 第1項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあっては当該父母が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。 5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。 (手当額) 第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額、障害児一人につき33,300円(障害の程度が第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当する障害児にあっては、50,000円)とする。 (認定) 第5条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>【特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令】(特別児童扶養手当の額の改定) 第5条の2 平成11年4月以降の月分の特別児童扶養手当については、法第4条中「3万3千3百円」とあるのは「3万4千3百30円」と、「5万円」とあるのは「5万5千5百50円」と読み替えて、法の規定を適用する。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		児童福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
8 児 童 手 当	根拠法令	児童手当法		
	目的	就学前の児童を養育している者(一定の所得未満の者)で児童を養育している者に手当てを支給することにより児童の健全育成及び資質の向上に資する。		
	対象者	6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に支給。(所得制限あり)		
	支給額	月額一人につき 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円		
	支給期日	支給月は2月 6月 10月で4ヶ月毎		
	受給者数	620人	65人	21人
	経費負担	国・県・町村		
	参考法令	<p>【児童手当法】 (支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。</p> <p>1. 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>イ 3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。)</p> <p>ロ 3歳に満たない児童を含む2人以上の児童</p> <p>2. 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3. 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。</p> <p>2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		児童福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
9 児童 扶養 手当	根拠法令	児童扶養手当法		
	目的	経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図る。また、母子家庭世帯の自立にむけて積極的支援する。		
	受給資格	次の要件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母や、母に代わって児童を養育している者に支給される。(所得制限あり) 父母が婚姻を解消した児童 父が死亡した児童 父が重度の障害状態にある児童 父の生死が明らかでない児童 父が引き続き1年以上遺棄している児童 父が引き続き1年以上拘禁されている児童 母が婚姻によらないで懐胎した児童 父母ともに不明である児童		
	支給額	月額 ・全額支給 児童1人の時 42,370円 児童2人の時 47,370円 児童3人以上の時、児童1人につき3,000円加算 ・一部支給 所得によって算定(一部支給は42,360円~所得に応じて10円刻み)		
	支給期日	支給月は4月 8月 12月で4ヶ月毎		
	受給者数	159人	17人	3人
	経費負担	国430円/人		
	参考法令	【児童扶養手当法】 (支給要件) 第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 1. 父母が婚姻を解消した児童 2. 父が死亡した児童 3. 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 4. 父の生死が明らかでない児童 5. その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		児童福祉(国)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
10 子育て支援センター事業	根拠法令	地域子育て支援センター事業実施要綱		
	目的	地域の子育て支援サービスの総合的な連携を図る。		
	内容	育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援を行う。施設を開放することにより、子育てする母親等の情報交換機能を持たせる。		
	対象者	だいたい3歳まで		
	利用料	無料(実費のみ) 昼食:持ち込み		
	実施方法	ぐりぐら広場 ・臨時保育士と町の保健師と連携して、親子の遊び場として開放。		
	補助率等	国1/3 県1/3 市町村1/3		
	事業費	3,000,000円		
項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		児童福祉(県)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
11 子育て支援短期利用事業	根拠法令	高知県子育て支援短期利用事業実施要綱 伊野町子育て支援短期利用事業実施要綱		
	内容	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童又は夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする母子等を委託契約を結んでいる高知市の各施設に入所させる。利用期間7日間		
	対象	疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、監護及び学校等への公的行事への参加。		
	委託先	乳児院:聖園ベビーホーム 児童養護施設:聖園天使園、子供の家、愛仁園、南海少年寮、白蓮寮		
	委託料	委託契約		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		児童福祉（単独）		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
12 チャイルドシート補助金	根拠法令	該当なし	吾北村チャイルドシート購入費補助金交付要綱	該当なし
	内容		就学前の子供の保護者に対し、1万円を限度として、購入額の1/2を1人1回限り補助する。	
	支給要件		吾北村に住所を有し、村収納金を滞納していない者	
	支給金額		最高1万円	
	実施方法		補助	
	補助率等		購入額の1/2（1万円を限度）	
	事業費		75,200円	
13 チャイルドシート貸付事業	根拠法令	伊野町チャイルドシート貸付事業実施要綱	該当なし	本川村チャイルドシート貸し付け事業実施要綱
	内容	チャイルドシートの普及を図ることにより、乳幼児の交通事故の被害を軽減する。1世帯1台期間2年間無料		チャイルドシートを貸し出すことで、児童の交通安全に寄与し、親の金銭的負担も軽減する。
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・伊野町内に住所を有すること。 ・現に普通自動車を運転することができる免許を受けていること。 ・6歳未満児の乳幼児を養育し、又は保護する者。 ・チャイルドシートを装着できる自動車を使用する者であること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシートを必要とする世帯。 ・本川村内に住所を有する者で6歳未満の幼児を乗車させて自動車を運転する必要のある者。
	保有台数	62台		31台
	貸出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在貸し出し中 57台 11年度 5台 12年度51台 13年度21台 14年度42台 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出可能台数 5台 		現在までの貸し出し実績 31台 うち返却 15台 貸し出し中 16台
	特記事項	損壊の場合、本人に実物を返還してもらう		返還時に保険料分として39円/月

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		児童福祉(単独)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
14 私立 保育園 運営費 補助	根拠法令	伊野町社会福祉法人の助成に関する条例	該当なし	該当なし
	内容	私立保育園運営費として補助		
	対象者	H13年度 1 園に助成 伊野 108名		
	実施方法	施設、人件費を含めた運営費補助		
	事業費	8,000,000円		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
15 外出 支援 サー ビス 事業	根拠法令	伊野町高齢者等外出支援サービス事業実施要綱	吾北村外出支援サービス事業実施要綱	本川村生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター「朝霧荘」老人サービスセンター運営事業実施規則
	内 容	移送用車両(リフト付車両等)を使って、地域の指定する場所から介護予防、生きがい活動等を実施している場所までの送迎を行うことによって、高齢者等が自ら外出することを支援し、介護予防につなげていくことを目的とする。	介護予防生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関との間を送迎する。	移送用車両を用いて利用者を村内の医療機関又はいきがい活動支援通所事業実施施設等へ送迎する。本川村では生きがい活動支援通所事業の送迎を補助対象として申請している。
	対象者	町内に住所を有し、概ね65歳以上の虚弱な高齢者、または障害者で町長が別に定める介護予防、生きがい活動等に参加する者で、送迎、活動中に介助なしで参加できるもの。	(1) おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの。 (2) おおむね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。	本川村に居住するおおむね65歳以上の者で、生きがい活動支援通所事業に参加する者
	実施方法	委託	実績なし	委託
	実施主体	仁淀ハイヤー(15年度は明神観光)	—	本川村社会福祉協議会
	事業費	1,565,084円	—	3,917,079円

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
16 軽度生活援助事業	根拠法令	伊野町高齢者等軽度生活援助事業実施要綱	吾北村軽度生活援助事業実施要綱	本川村軽度生活援助事業実施要綱
	内 容	軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止し、本人及びその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。	在宅の高齢者等に軽易な日常生活上の援助を行う。	在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に軽易な日常生活上の援助を提供し、高齢者の自立した生活の継続を可能とし、要介護状態への進行を防止する。 本川村では登録ヘルパーを利用し、事業は社会福祉協議会に委託している。主に家事援助。身体介護は含まない。
	対象者	町内に住所を有し、在宅の概ね65歳以上の者で介護保険の要介護認定において非該当と認定されたもののうち、次に掲げるもの。 (1)一人暮らしの高齢者 (2)高齢者夫婦世帯 (3)高齢者と同居している家族が障害や病弱で家事ができない世帯 (4)その他、地域ケア会議が認めたもの	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なもの。	おおむね65歳以上で、日常生活の援助が必要な世帯。
	利用者負担金等	委託金額：1時間 1,200円 利用者負担額：120円・60円(2階層)		委託金額：1時間 1,000円+交通費分 利用者負担額：400円・200円(2階層)
	実施方法	委託	実績なし	委託
	実施主体	株式会社 伊野組合興産		本川村社会福祉協議会
	補助率等	国1/2 県1/4 町村1/4		国1/2 県1/4 町村1/4
	事業費	217,740円		115,200円

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
17 住宅改修支援事業	根拠法令		介護予防生活支援事業実施要綱	
	概要		高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談、助言を行うとともに、介護保険制度の利用(住宅改修)に関する助言を行う。	
	内容	該当なし	住宅の改良に関し、保健師、理学療法士、作業療法士等が利用者対象者の居室を訪問等により家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等をふまえて相談に応じ助言 施工者の照会及び改良内容についての業者への連絡、調整 施工後の評価及び利用者に対する指導 その他住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整	該当なし
	実施方法		報償費	
	補助率等		国1/2 県1/4 町村1/4	
	事業費		420,000円	

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
18	根拠法令	なし	介護予防生活支援事業実施要綱	なし
	概要	高齢者向けに居室等の改良を希望するものに対し住宅改修に関する相談・助言を住宅改修の申請するための理由書を作成する。	高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用(住宅改修費)に関する助言を行う。	高齢者向けに、居室等の改良を希望する者に対して住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の住宅改修費に関する助言を行う。
	内容	介護支援専門員又は作業療法士等が居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由を作成した場合 1件につき2,000円	介護支援専門員又は作業療法士等が居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由を作成した場合 1件につき2,000円	介護支援専門員又は作業療法士等が居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由を作成した場合 1件につき2,000円
	事業費	124,000円	6,000円	実績なし
19	根拠法令	伊野町高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱		
	目的	身体状況により、理美容店に行く事の出来ない方に対して理美容師の自宅までの出張費用を助成する。		
	内容	(サービスの内容) 申請のあった年度に対して一人3枚の訪問理美容サービス券を交付。一枚4000円。		
	利用者	平成14年度実績 利用者 実人数 1名 延人数 3名		
	実施方法	委託		
	実施主体	高知県理容生活衛生同業組合伊野支部 高知県美容生活衛生同業組合吾川支部		
	事業費	4,000円		
		該当なし		該当なし

項目		協定項目 23 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
20 転倒骨折予防教室	根拠法令	伊野町介護予防事業実施要綱		
	内 容	各地区で、介護予防教室を開催 4カ所 1回30,000円 平成14年度は7回実施 15年度より、基幹型のみで行う。		
	実施方法	委託		
	実施主体	地域型介護支援センター		
	事業費	840,000円		
		該当なし		補助事業としては行っていないが、社会福祉協議会がデイサービス事業の中で行っている。
21 アクティビティ・痴呆介護教室	内 容	<p>【概要】 閉じこもりや、痴呆症状のある高齢者を対象にアクティビティーケアを行なう</p> <p>*アクティビティーケア :実施回数 14年度は14回(のべ112人参加) *機能訓練 :実施回数 14年度は51回(のべ428人参加)</p>		
	事業費	902,647円		
		該当なし		該当なし

項目		協定項目 23 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
22	地域住民グループ支援事業	【概要】 地域ミニデイサービスの中心となるヘルスリーダーの育成 ヘルスリーダー養成講座 14年度7回 実人数 23人 のべ146人 ミニデイサービスお世話役交流会 14年度2回 実人数 85人 のべ127人	該当なし	該当なし
	事業費	80,673円		
23	高齢者食生活改善事業	食生活の改善により、疾病等を改善予防するために、食生活改善推進委員を育成する。理事会、食生活改善教室、伝達講習会、母と子の料理教室等開催。	H15年度事業実施予定	食生活改善グループの事業として実施している。
	事業費	709,208円	-	-
24	運動指導事業	食事と運動を組み合わせた健康作りを指導する。(運動指導)	該当なし	該当なし
	事業費	156,928円		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
25 生きがい活動支援通所事業	根拠法令	介護予防・地域支え合い事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱 吾北村生きがい活動支援通所事業実施要綱	本川村生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)設置及び管理に関する条例 「朝霧荘」老人デイサービスセンター運営事業実施規則
	内 容	日頃家庭に閉じこもりがちな虚弱老人や、障害者に共通の趣味を通じた仲間作りの場を提供し互いに支え合う自主グループの育成を図り、生きがいを持って生活できるように支援する。	生きがい活動援助員を配置し、利用対象者の希望及び身体状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。	介護の対象にならない、家にとじこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を目的とした事業。 【内容】 給食サービス・入浴サービス・日常動作訓練・趣味・創作活動等
	対象者	(介護認定のランクに関わらず)伊野町在住の虚弱老人、障害者で自主活動が可能な方。 保健師等は側面的に支援。	おおむね60歳以上の一人暮らし高齢者等であって、家に閉じこもりがちなものとする。 18カ所延べ1,588名	おおむね65歳以上の者であって、身体虚弱等に支援を要する者、本川村在住者 延べ利用人員 1,521人
	実施箇所数	8カ所	18カ所	1カ所
	利用料	無料	300~500円(地元)	1日あたり1,000円(村の収入)
	実施方法	直営	委託	委託
	実施主体	自主グループ	各地区	本川村社会福祉協議会
	事業費	464,356円	2,164,550円	22,443,532円
	支出費目	需用費、報償費、役務費	委託料2,115,800円、報償費48,750円	委託料

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
26 生活管理 指導事業 (派遣) 指導員	根拠法令	該当なし	介護予防生活支援事業実施要綱 吾北村生活管理指導事業実施要綱	該当なし
	概要		【社会福祉協議会委託事業】 吾北村事業名：生活管理指導事業 介護保険にかからない虚弱な高齢者に対し、ヘルパーを派遣する。	
	内容		基本生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問または短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業。 ・ 1回/週、1,500円/1時間、1割自己負担、生保負担なし、申請による、身体介護がある	
	対象者		2名	
	事業費		委託料 123,750円	
27 食の自立 支援事業	根拠法令	伊野町在宅高齢者等配食サービス事業実施要綱	該当なし	該当なし
	目的	在宅高齢者等の自立と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。		
	内容	原則として毎日の朝、昼、晩の3食を自宅に配達		
	対象者	介護保険要支援、要介護認定者、または、概ね65歳以上の高齢者または障害者で食事の調理が困難な者等		
	実施方法	委託		
	実施主体	高南食品		
	利用料	弁当 昼、夜のみ：1食700円(自己負担 400円) 真空パック 一日の配食分を前日に一度に配達3食 (朝、昼、晩食)：1,700円(自己負担1,200円) 2食(昼、晩食)：1,550円(自己負担1,150円) 2食(朝、昼または晩食)：1,200円 (自己負担 900円)		
	事業費	4,729,600円		
	支出費目	委託料		

項目		協定項目 23 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
28	根拠法令	伊野町家族介護支援特別事業実施要綱		
	内 容	高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技能を習得させるための教室を開催する。 高齢者を介護している家族に対し、介護から一時的に開放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復(リフレッシュ)を図る。	利用者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。	補助事業としては行っていないが、社会福祉協議会がデイサービス事業の中で行っている。
	対象者	高齢者を介護している家族の方を対象に、介護についての講習会を実施する。	高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等	
	実施方法	【社会福祉協議会委託事業】 伊野町事業名：家族介護支援事業	実績なし	
29	根拠法令	該当なし	吾北村家族介護用品支給事業実施要綱	本川村家族介護用品支給事業実施要綱
	目 的		寝たきり等身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。	寝たきり等身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。
	内 容		介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど)を支給する。年額1人当たり上限75,000円ただし、対象者が家族介護者交流事業のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限り、上限を100,000円とする。	介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど)を支給する。年額1人当たり上限75,000円ただし、対象者が家族介護者交流事業のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限り、上限を100,000円とする。
	対象者		要介護4または5に相当する在宅の高齢者であつて市町村民税非課税世帯。 対象者 1名	要介護4または5に相当する在宅の高齢者であつて市町村民税非課税世帯。
	実施方法		おむつ支給申請書の受付、受理、支給決定は住民課	実績なし
	事業費		78,097円	
	補助率等		国1/2、県1/4、村1/4	
支出費目	扶助費			

項目		協定項目 23 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
30 家族介護者交流事業	根拠法令	伊野町家族介護支援特別事業実施要綱	介護予防生活支援事業実施要綱	該当なし
	内 容	高齢者を介護している家族の方を対象に、お互いの交流や情報交換等を行なう事により、介護疲れから息抜きを図る。	利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復(リフレッシュ)を図る。年額1人当たり上限25,000円とする。	
	対象者		高齢者を現に介護している家族。	
	補助率等	国1/2、県1/4、町/4	国1/2、県1/4、村1/4	
31 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	根拠法令	伊野町高齢者生きがいと健康作り推進事業実施要綱		該当なし
	内 容	だれでも、どこでも、参加できるスポーツとしてフライングディスクやターゲット・バードゴルフ大会等を開催し、健康づくりのためのスポーツ振興を図る。		
	概 要	趣味的な活動をとおして、高齢者の生きがいづくりを促進し、閉じこもりや孤独感の増大を予防する 13年度実績なし 14年度は委託先；社会福祉協議会、スタジオMASUで開催(高齢者スポーツ) ベタンクやターゲットなどの競技、大会を開催 講師謝礼、備品購入、記念品、需用費等(機織り) スタジオMASUにおいて機織りを実施(委託料1回10000円で14年度は3回実施) 14年度には機織り機を購入		
	実施方法	委託		
	実施主体	伊野町社会福祉協議会		
	事業費	338,879円		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
32 緊急通報体制整備事業	根拠法令	伊野町安心ネットワーク事業実施要綱	吾北村緊急通報装置貸与事業実施要綱	本川村緊急通報装置貸与事業実施要綱
	内 容	一人暮らしの高齢者や、身体障害者等について緊急通報装置を利用し、本人や家族たちの不安を軽減すると共に、緊急時に迅速な対応ができるようにする。	一人暮らしの高齢者、重度身体障害者等に貸与することにより、急病、災害、その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	一人暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時の迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置している。
	対象者	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、一人暮らしの障害者、また、それらに準ずると町長が認めたもの(当該者の属する世帯か、おおむね65歳以上の高齢者世帯及び昼間独居の高齢者等)	おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者。	おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者。
	利用料	【負担金等】 ・緊急通報A(単独通話ツーホー) 利用者(月340円)町(月3,125円) ・緊急通報B(相互通話NEC製) 利用者(月420円)町(月3,780円) ・取付 利用者(月1,000円)町(月9,000円) ・安心相談(自宅の電話機利用) 利用者(なし)町(月1,575円)	1件 2,100円/月 利用者負担なし 月2回コール	無料 年1回電池の交換を実施
	利用者	平成14年度現在 利用者36件	平成13年度まで25件設置、お元気コール216件	毎年5~6戸新設
	実施方法	委託	委託	本川村
	実施主体	マツダ興産	マツダ興産	本川村
	事業費	1,510,560円	854,850円	344,000円
	支出費目	委託料	委託料、需用費(備品の購入費)	備品・需用費

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
33 老人保護措置事業	根拠法令	老人福祉法		
	概 要	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方		
	事務手順	<p>本人及び家族からの申請 担当者の面接による実施把握、及び調査 入所調整会議（高齢者サービス調整チーム兼在宅介護支援センター責任者会議）の開催 入所判定委員会の開催 入所が望ましい場合、施設に対し入所委託 （申請者は入所待機者となる） 入所後は、費用徴収あり 入院等は、措置変更する 入所者が死亡した場合、措置廃止となり、遺留金品の処理を行う</p>		
	事業負担割合	<p>施設へ入所した場合、費用徴収あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人 前年度の所得から、必要経費(医療保険料、医療費等)を控除した額に基づき、費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 ・扶養義務者 前年度の所得税に基づき、扶養義務者負担額を決定 		
	経費負担	国 1/2、 県 1/4、 村 1/4		
参考法令	<p>【老人福祉法】 （老人ホームへの入所等） 第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。 1. 65歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。 2. 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該地方公共団体以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。 3. 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。</p>			

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
34 老人日常生活用具給付等	根拠法令	老人福祉法・老人日常生活用具給付等事業実施要綱		
	目的	一人暮らし等の高齢者に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。		
	概要	給付用具：電磁調理器、火災報知器、自動消火器 貸与用具：福祉電話（加入権）		
	対象者	電磁調理器 おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし老人等 火災報知器 おおむね65歳以上の低所得の寝たきり老人、一人暮らし老人等 自動消火器 同上 福祉電話（加入権） おおむね65歳以上の低所得の一人暮らし老人等		
	利用者負担額	給付は、前年度の所得税の利用者世帯階層区分（6段階）に応じて費用徴収する。		
	経費負担	国 1/3、 県 1/3、 村 1/3		
35 機能訓練 B	内容	身体機能の維持回復訓練を行い、とじこもり防止、日常生活の自立助長等を目的とし、介護を要する状態に陥らないようにする予防的な訓練。	該当なし	該当なし
	概要	痴呆症状や閉じこもり傾向のある高齢者を対象に、社会性や活動性を取り戻す働きかけをおこなう事業平成14年度は51回実施 延べ428名参加		
36 生活支援ハウス運営事業	根拠法令	該当なし	該当なし	老人福祉法
	概要			村内の高齢者に対して、安心して健康で明るい生活を送れるよう介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設。デイサービス部門と居住部門がある。デイサービスは介護保険対象者、いきがい活動支援通所者を受け入れている。居住部門は現在1名の入居である。 定員は10名、平成3年4月より事業開始 生活援助員1名 臨時1名 計2名
	実施方法			委託
	実施主体			本川村社会福祉協議会
	事業費			8,292,000円

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
37 老人クラブ活動等補助	根拠条例等	地域老人クラブ活動費補助金交付要綱 伊野町保健衛生及び福祉活動事業費補助金交付要綱	吾北村補助金交付規則	本川村補助金交付規則
	名 称	伊野町老人クラブ連合会 伊野町単位老人クラブ：4 2 団体	吾北村老人クラブ連合会 吾北村単位老人クラブ：1 2 団体	本川村老人クラブ連合会 本川村単位老人クラブ：4 団体
	内 容	1. 伊野町老人クラブ活動費 伊野町には42団体1,845人の会員が地域にて奉仕活動を行っている。 2. 伊野町老人クラブ連合活動費 連合会が単位老人クラブに対し 一般事業として通常の活動に対し調整を行う 会員加入のPR 女性リーダーの育成、情報の伝達、奉仕活動等を行う 3. 健康づくり事業への補助金 スポーツと健康づくり、いきいき健康体操等	・村老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援することを目的に、活動計画、予算等を審議した上で助成を行っている。 ・村老人クラブ連合会は、単位老人クラブの連絡調整を図り、老人自身の福祉増進、健康管理、地域社会の福祉の増進及び社会奉仕に努め、相互の親睦等を行っている。	・本川村老人クラブ連合会への活動費補助。 ・単位老人クラブに対して老人クラブ連合会より補助金を交付する。
	対 象 者	1,845人	730人	283人
	活動内容等	・スポーツ活動 ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕作業 ・県、郡への活動の参加	・スポーツ活動 ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕作業 ・県、郡への活動の参加	・スポーツ活動(運動会、ゲートボール、グランドゴルフ等) ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕活動 ・県、郡活動への参加
	事 務 局	伊野町社会福祉協議会	事務局は吾北村社会福祉協議会にあり老人クラブ担当者が事務局を兼務	事務局は本川村保健福祉課厚生係が兼務
	事 業 費	3,877,850円(内単位老人クラブへ1,955,520円健康づくり事業へ1,121,500円)	1,796,720円(内単位老人クラブへ558,720円)	1,051,000円(内単位老人クラブへ483,000円健康づくり事業へ201,000円)
	支出費目	補助金	補助金	補助金

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(県)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
38 住宅 改造 支援 事業	根拠条例等	伊野町住宅改造支援事業実施要綱	吾北村住宅改造支援事業費補助金交付要綱	本川村住宅改造支援事業補助金交付要綱
	内 容	高齢者等が居住する住宅を当該高齢者等の身体の状況に合わせて安全で利便性の優れたものに改造することにより、本人、及び介護者の介護負担軽減を図り、福祉の増進を図るものとする。	在宅の要介護高齢者及び在宅の重度心身障害者(児)に対して、その者の居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することによって日常生活の向上を図る。	要介護高齢者、身体障害者・児を含む世帯において高齢者等が居住する住宅を当該高齢者等の身体状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改築することで、本人及び介護者の介護負担の軽減を図り、もって高齢者等の福祉の増進を図る。
	対 象 者	伊野町に住所を有し、住宅改造を必要とする次の各号に該当する者を含み、かつ、世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が40万円未満(15年度より)とする。 65歳以上の要介護高齢者及び介護保険制度の第2号被保険者で受給権を持つもの 身体障害者手帳の交付を受けた者で身体上の障害が1級及び2級の者	吾北村に住所を有し、生計中心者が前年度所得税40万円以下の世帯に属する者であって次のいずれかに該当する者。 65歳以上の要介護高齢者及び介護保険制度の第2号被保険者で受給権を持つもの 身体障害者手帳の交付を受けた者で身体上の障害が1級及び2級のもの	本川村に住所を有し、住宅改造を必要とする次の各号に該当する者を含み、かつ、世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が40万円未満の者。 65歳以上の要介護高齢者及び介護保健制度の2号被保険者で受給権を持つもの。 身体障害者手帳の交付を受けた者で1級、2級の者。
	対象となる改修	廊下、階段、浴室、洗面所、居室、玄関、台所、便所	廊下、階段、浴室、洗面所、居室、玄関、台所、便所	廊下、階段、浴室、洗面所、居室、玄関、台所、便所
	助 成 額	補助基準額は1件当たり100万円を上限とする。交付額は総工事費と補助基準額とを比較して少ないほうの額に2/3を乗じて得た額とする。	対象経費(上限100万円)の2/3(生活保護世帯は対象経費内)とする。ただし、関係法が優先される場合は対象経費(上限80万円)の2/3(生活保護世帯は対象経費内)とする。	補助基準額は1件当たり100万円を上限とする。交付額は総工事費と補助基準額とを比較して少ないほうの額に2/3を乗じて得た額とする。
	事 業 費	3,250,000円	5,482,596円	実績なし
	支出費目	扶助費	補助金	補助金
	補助率等	県1/3 町村1/3 対象世帯1/3	県1/3 町村1/3 対象世帯1/3	県1/3 町村1/3 対象世帯1/3

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(単独)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
39 敬 老 事 業	根拠条例等	なし	吾北村補助金交付規則	本川村補助金交付規則
	目的	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦勞に感謝し、長寿をお祝いするために開催	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦勞に感謝して、長寿をお祝いするために開催	長い人生を社会や家庭のために働かれた高齢者に対して感謝し長寿を祝うため敬老会を開催する。
	対象者	年度内に75歳以上のもの	村内在住者で70歳以上とし、基準は9月15日に70歳に到達した方とする。	70歳以上の村内在住者 その年の9月30日現在
	事業内容	敬老会を各地区10ヶ所で開催	敬老の日に各地区13ヶ所で敬老会記念行事を行う。	毎年9月15日に村内3箇所において実施する。 婦人会が主催し、式典、アトラクション等を行う。 招待者全員に記念品、及び米寿(88歳)、白寿(99歳)の方には別途記念品を贈呈する。
	実施方法	直営	補助事業	補助事業
	実施主体	各地区	婦人団体等	婦人団体
	実施場所	各地区	旧校区単位	旧校区単位
	支出費目	報償費(記念品、余興費)・需用費(食料費)	需用費(記念品)・補助金	報償費(記念品)・補助金
	経費の額	記念品@1,500円 食料費@3,000円	記念品@1,000円 補助金@1,500円	記念品@2,500円 補助金@4,000円
	対象者数	2,757人	1,088人	242人
	特別記念品	88・99・100・101歳以上へ記念品の贈呈	100歳到達者に記念品を贈呈	米寿(88歳)、白寿(99歳)の方に記念品を贈呈
事業費	報償費 4,734,091円 需用費 6,581,608円 計 11,315,699円	2,587,552円	1,573,000円	

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(単独)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
40 敬 老 年 金	根拠条例等	伊野町敬老年金条例	該当なし	本川村敬老年金支給条例・施行規則
	目的	長寿を祝福し高齢者の福祉の増進に寄与するとともに町民の敬老精神を高揚することを目的とする。		村民の長寿を祝福し、敬老思想の昂揚を図ると共に高齢者の福祉増進に寄与する。
	対象者	85歳以上で引き続き1年以上伊野町に在住の方		80歳に達し、本川村内に引き続き1年以上住所を有する者
	支給額	年1回 10,000円支給		月額3,000円(年額36,000円) 年2回4月10月に支給
	対象者数	680人		86人
	事業費	6,800,000円		2,937,000円
41 高 齢 者 福 祉 施 設 管 理	根拠法令	なし	該当なし	老人福祉法 本川村寺川老人憩いの家設置条例・管理及び使用規則
	概要	老人憩いの家 地元管理 高齢者生き甲斐センター(3カ所) 2ヶ所は地元管理 七色の里 健康センター シルバーハウス 総合保健センター		老人の心身の健康保持に資するため、教養の向上、レクレーションその他老人が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施するための施設。 村内で1箇所寺川地区に設置されている。集会所としての機能が主であり、通常の管理は地区長にお願いしており、村からは、電気、ガス、水道代、電話代、修繕費等が支出されている 平成13年度実績額 電気 9,360円 ガス 14,490円 水道 12,360円 電話 34,154円 テレビ受信料 23,100円 修繕費 0円 (集会所分)

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(単独)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
42 老人在宅介護手当	根拠条例等	伊野町介護支援金支給条例	吾北村在宅老人介護手当支給要綱	本川村ねたきり老人等在宅介護手当の支給に関する条例
	内容	在宅で介護を要する高齢者等を常時介護している者に対し、支援金を支給することによって在宅福祉の推進に寄与する。	寝たきり又は痴呆性高齢者等を在宅にて常時介護している家族に支給。	家庭においてねたきり又は痴呆性等の高齢者を介護しているものに対して、手当を支給することにより、その労に報い、敬老思想の高揚を図る。
	対象者	要介護度2以上で、3ヶ月以上在宅生活を送っている高齢者を介護している者。	寝たきり又は痴呆性高齢者等(要介護認定4・5 3ヶ月以上、痴呆 以上6ヶ月以上)を在宅にて常時介護している家族に支給。	本川村に住所を有する者。 ねたきり老人等については、介護保健法に規定する要介護認定により、要介護3以上又は同法に規定する特定疾患の難病8疾病であって要介護2と認定された者を介護している者。
	手当の額	月額10,000円 年4回支給	月額20,000円 7・11・3月に支給	月額20,000円 10月及び4月に支給
	対象者数	132名	12名	2名
	支出費目	扶助費	扶助費	扶助費
	事業費	14,760,000円	2,100,000円	340,000円
	43 福祉機器・用具の貸出	概要	適切な福祉用具を利用するために、試用品として貸し出しを行なう。	
用具の種類		シャワーチェア、足踏み台、ポータブルトイレ等、無料で貸し出し。但し、1ヶ月以内ぐらい(借りていくのは支援センターの職員が多い)ベットもあるが、消毒代と搬送代は自己負担。(ベットを借りることが出来るのは、介護認定がなく、短期間家に帰るなどの、短期間急遽必要になった人)	該当なし	該当なし

項目		協定項目 2 3 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(単独)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
44 在宅 高齢者 等オムツ チケット 交付事業	根拠条例等	伊野町在宅高齢者等オムツチケット交付事業実施要綱		
	内容	<p>在宅で、介護を要する高齢者等であって、常時紙おむつを使用している者に対し紙おむつチケットを1枚2000円、20枚を1冊とし、年間4万円分交付する。</p> <p>要介護認定者が医療機関等の施設などに入所したときはこのチケットの使用を中止する。</p> <p>要介護者でなくなったとき、町内に住所を有しなくなったとき、常時おむつが必要でなくなったときは資格を失う。</p>		
	対象者	要介護2以上でかつ、在宅生活を3ヶ月以上継続し、常時おむつを必要としているもの。		
	手当の額	1枚2000円、20枚を1冊とし、年間4万円分交付		
	対象者数	おむつチケット交付対象者 90名 要介護度 5 12名 要介護度 4 14名 要介護度 3 22名 要介護度 2 38名 その他若年等 4名		
	支出費目	扶助費		
	事業費	3,360,000円		
		該当なし		該当なし

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉（単独）		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
45 在宅福祉実践事業（配食サービス事業）	根拠法令	該当なし	吾北村補助金交付規則	本川村生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター「朝霧荘」老人サービスセンター運営事業実施規則
	内 容		高齢者に対し、定期的に食事を配食し、併せて安否確認を行う。月2食	在宅福祉補助事業としては実施していないが、社会福祉協議会が実施している。デイサービスの委託料の中に含まれている。
	対象者		80歳以上の独居高齢者、80歳以上の高齢者のみの世帯	おおむね65歳以上の希望者
	利用者		80名	22名
	利用料		無料	1食400円 利用料は村収入
	実施方法		補助	委託
	実施主体		吾北村社会福祉協議会	本川村社会福祉協議会
	事業費		908,000円	283,000円
	支出費目		補助金	委託料

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉（単独）		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
46 シルバー ハウス 運営事業	根拠法令	複合福祉施設ウェルネス伊野の設置及び管理に関する条例・施行規則	該当なし	該当なし
	対象者	65歳以上の虚弱な高齢者で、 単身世帯、または夫婦世帯、ならびに同居人が 2親等以内の親族で2人世帯。 現に住宅に困窮していることが明らかな人。 町内に住所を有するもの。		
	入居決定	入居決定はシルバーハウス入居選考委員会で行う。		
	使用料	収入に応じて5段階。		
47 ミニデイ サービス	根拠法令	伊野町安心のまちづくり特別助成事業実施要綱	該当なし	該当なし
	内 容	高齢者同士がふれあい、地域でささえあうことにより、 疾病予防や閉じこもり予防を実施する。		
	対象者	伊野町在住、概ね65歳以上の高齢者		
	実施箇所	34カ所 (H15年度 35ヶ所)		
	実施方法	ミニデイサービスを行なっている町内各地域の団体に 運営費用として年間10万円を限度に補助金を交付する。		
	実施主体	主体は伊野町、ただし、企画、運営は地域のお世話役さんが行う。		
	事業費	H14年度 3,596,229円		
	支出費目	負担金補助及び交付金		
	利用料	昼食代として無料～200円		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉(単独)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
48 高齢者住宅 軽改造助成事業	根拠法令		吾北村高齢者住宅軽改造助成事業補助金交付要綱	
	内 容		玄関、浴室、台所、便所、居室、廊下、階段、洗面所、その他必要と認める箇所の改修 日常生活において高齢者が自宅で安心して健やかな生活が出来るよう、住宅を改造するために必要な費用を助成し、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。	
	対象者	該当なし	70歳以上の高齢者、所得税40万円未満	該当なし
	実施方法		経費負担：村1/2 補助 50,000円～200,000円 生活保護世帯については上限400,000円	
	事業費		1,518,000円	
	支出費目		補助金	
49 福祉電話事業	概 要	概ね65歳以上の低所得者の一人暮らしの者等に福祉電話を貸与する。	65歳以上の低所得の一人暮らし老人に福祉電話を貸与する。	65歳以上の独居高齢者、重度身体障害者、低所得者等に電話機を貸し出し、基本料金は、村が支出、通話料は個人支払いとしている。
	内 容	一人暮らし老人等に対し、福祉電話を貸与することにより当該老人の孤独感を和らげるとともに関係機関および地域住民の協力を得て安否の確認を行う。	一人暮らし老人等に対し、福祉電話を貸与することにより当該老人の孤独感を和らげるとともに関係機関および地域住民の協力を得て安否の確認を行う。	一人暮らし老人等に対し、福祉電話を貸与することにより当該老人の孤独感を和らげるとともに関係機関および地域住民の協力を得て安否の確認を行う。
	対象者	10名	9名	2名
	負 担	基本料金：町 通話料金：本人負担	基本料金：村 通話料金：本人負担	基本料金：村 通話料金：本人負担

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(国)		
		現	況	
		伊野町	吾北村	本川村
50 身体障害者 サービス	根拠法令	伊野町身体障害者サービス事業運営要綱		
	目的	身体障害者の自立促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種のサービスを提供するとともに訪問により居宅において、入浴サービスを提供して身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者福祉の増進を図ることを目的とする。		
	内容	在宅障害者の人に対し、送迎バスで送り迎えし、入浴、昼食を提供し、利用者の生活の援助並びに、心身機能の維持向上と家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。	対象者なし 介護保険法を優先	対象者なし 介護保険法を優先
	対象者	身体障害者手帳保持者		
	利用者	2人		
	利用料	材料代実費500円(給食費)		
	補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
	事業費	602,400円		
	参考法令	【身体障害者福祉法】 (事業) 第4条の2 この法律において、「身体障害者居宅生活支援事業」とは、身体障害者居宅介護等事業、身体障害者サービス事業及び身体障害者短期入所事業をいう。		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
51 身体障害者短期入所事業	根拠法令	身体障害者福祉法 伊野町身体障害者短期入所事業運営要綱	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法 本川村短期保護事業実施要綱
	目的	重度身体障害者の介護を行う者の疾病その他理由により、当該身体障害者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合、一時的に身体障害者更正援護施設に保護し、もってこれらの居宅の重度障害者及びその家族の福祉に寄与する。		
	内容	障害者の介護者が病気、事故、冠婚葬祭等のため家族で介護できなくなった時、短期間の施設利用ができる。		
	対象者	重度の障害者等のため日常生活を営むのに支障がある障害者。		
	利用者	2人	対象者なし	対象者なし
	利用料	1日あたり 1,550円 (生保世帯減免措置あり)		
	補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
	事業費	117,000円		
52 身体障害者援護措置	根拠法令	伊野町身体障害者福祉法施行細則	吾北村身体障害者福祉法施行細則	本川村身体障害者福祉法施行細則
	目的	身体障害者のうち特別な医学的治療、生活訓練、職能訓練等を必要とするものや、家族において必要な介護を受けられない身体障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なりハビリテーションを受け、自立できるようにする。		
	事務手順	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所の申請の受付 対象者の身体状況の調査 更生相談所へ身体状況とともに判定の依頼をする 判定所の内容により障害者施設に入所状況を確認 施設に備付の入所申請書に必要事項を記入し提出 施設担当者及び入所予定者、身元引受け者とともに面接 入所の確定にともない収入申告書を作成 収入申告書を作成し、費用徴収が卵を施設か身元引受け者に通知し、翌月初日に費用徴収額を施設か身元引受け者に通知し翌月徴収額の請求書を送付 毎月中旬に施設へ措置費を納付 毎年6月ごろ収入申告書を作成し7月からに費用徴収額を決定し、施設か身元引受け者に通知 費用徴収額については障害者の所得による 		
	対象者	身体障害者		
	利用者	25人	入所者 3名	1名
	利用料	費用徴収 4,862,511円	費用徴収1,557,000円	生活保護受給者であるため費用徴収はなし
	補助率等	国 2/4 県 1/4 市町村 1/4		
事業費	57,381,426円	9,340,886円	2,558,400円	

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
53 身体障害者・知的障害者相談員	根拠法令	伊野町身体・知的障害者相談員設置要綱	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法
	目的	身体・知的障害者相談員が身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進や障害者やその家族からの相談に応じ必要な指導・助言等を行う。		
	内容	村長が推薦した者を、県知事が業務委託する。		
	相談員	県知事委嘱 5 名の他に伊野町は独自に設置している。 県：身体 5 名 町：身体 2 名 知的 1 名 知的 1 名	身体障害者相談員 1 名 知的障害者相談員 1 名	身体障害者相談員 1 名 知的障害者相談員 1 名
	参考法令	<p>【身体障害者福祉法】 （身体障害者相談員） 第12条の3 都道府県は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。</p> <p>3 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p>【知的障害者福祉法】 （知的障害者相談員） 第15条の2 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。</p>		
54 日常生活用具給付等事業	根拠法令	身体障害者福祉法 伊野町重度障害児・者日法生活用具給付等事業実施要綱	高知県身体障害者福祉事業費補助金交付要綱	身体障害者福祉法 本川村日常生活用具給付事業実施要綱
	概要	障害を負った方々が日常生活を送るうえで必要な生活用品の給付。		
	事務手順	申請書の提出により審査し、公費負担金などを決定した後に交付する。		
	内容	在宅の重度障害児・者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。		
	対象者	重度の身体障害児・者		
	補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
	参考法令	<p>【身体障害者福祉法】 （介護及び施設等） 第18条 市町村は、身体障害者（第2号の措置については、身体障害者又はその介護を行う者）につき、必要に応じ、次の措置を採ることができる。</p> <p>1. 居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜の供与を委託すること。</p> <p>2. 身体障害者福祉センターその他の厚生労働省令で定める施設（以下この号において「身体障害者福祉センター等」という。）における手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する身体障害者福祉センター等に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者福祉センター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
55 身体障害者更生医療給付費	根拠法令	身体障害者福祉法 伊野町身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法 吾北村身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法 本川村身体障害者福祉法施行細則
	概要	身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害、そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。		
	内容	申請書（病院より判定にかかる書類あり）を提出、町村経由で療育福祉センターに判定を依頼し決定されれば更正医療の給付を受けられる。		
	事務手順	申請手順 役場担当課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、医療機関の診療明細とともに役場担当課へ提出。 役場担当課は身体障害者更生相談所へ更生医療の判定依頼をする。 決定通知 本人及び医療機関に決定通知を提出 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を負担有）		
	対象者	視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 聴覚障害者の外耳道形成手術 肢体不自由の人口関節置換手術 心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 口蓋裂後遺症の歯科矯正 小腸障害の中心静脈栄養法 その他更生相談所が必要と認めたもの		
参考法令	【身体障害者福祉法】 （更生医療） 第19条 市町村は、身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療（以下「更生医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。 2 前項の規定による費用の支給は、更生医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。 3 更生医療の給付は、左のとおりとする。 1. 診察 2. 薬剤又は治療材料の支給 3. 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6. 移送 4 更生医療の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。			

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い			
		障害福祉(国)			
		現 況			
		伊野町	吾北村	本川村	
56	身体障害児・者補装具給付費	根拠法令	身体障害者福祉法 伊野町身体障害者福祉法施行細則 身体障害児・者への補装具給付等に関する規則	身体障害者福祉法 吾北村身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法 本川村身体障害者福祉法施行細則
		目的	身体上の障害を補うための補装具を交付又は修理が受けられる。		
		概要	身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活に利便を得ることが多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。所得に応じて自己負担あり。		
		事務手順	申請受理、業者委託契約、交付券、委託通知書、決定通知書等交付		
		対象者	身体障害者手帳所持者(児童含む)		
		補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
	参考法令	【身体障害者福祉法】 (補装具) 第20条 市町村は、身体障害者から申請があったときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。《改正》平11法160 2 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。 3 第1項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行い、又は市町村が自ら行うものとする。 (受託報酬) 第21条 前条第3項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が市町村に対して請求することができる報酬の額の基準は、厚生労働大臣が定める。 (支給費用の額) 第21条の2 第20条第1項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができる報酬の例により算定した額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。			
57	身体障害者ホームヘルプサービス	根拠法令	身体障害者福祉法 伊野町身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱 伊野町障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業運	身体障害者福祉法 吾北村障害児・者ホームヘルパーサービス事業運営要綱	身体障害者福祉法 本川村身体障害者ホームヘルプ事業運営要綱
		目的	この事業は、重度の心身障害のため独立して、日常生活を営むのに著しく、障害がある心身障害児(者)を抱えている家庭に対し、ホームヘルパーを派遣して、適切な家事、介護等の日常生活を営むのに必要なサービスを行い、もって重度の心身障害児(者)の生活の安定に寄与する等その援護を図ることを目的とする。		
		内容	(1) 身体の介護に関すること 食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体の清拭・洗髪、通院等の介助その他必要な身体の介護 (2) 家事に関すること 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事 (3) 相談、助言指導に関すること 各種援護制度の適用についての相談・助言指導、生活・身上・介護に関する相談・助言指導、その他必要な相談・助言指導 (4) 外出時における移動の介護		
		対象者	身体障害児・者 知的障害者		
		利用者	8人	2人	なし
		実施方法	委託	委託	平成13年度実績なし
		実施主体	株式会社 伊野組合興産	吾北村社会福祉協議会	
		補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
事業費	3,927,050円	191,425円	平成13年度実績なし		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
58	根拠法令	身体障害者福祉法		
	内 容	身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。		
	対象者	身体障害者厚生援護施設に入所の措置をされ更生訓練を受けている者。		
	利用者	14人	0人	0人
	補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
	参考法令	<p>【身体障害者福祉法】 （介護及び施設等） 第18条 市町村は、身体障害者（第2号の措置については、身体障害者又はその介護を行う者）につき、必要に応じ、次の措置を採ることができる。</p> <p>1. 居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜の供与を委託すること。</p> <p>2. 身体障害者福祉センターその他の厚生労働省令で定める施設（以下この号において「身体障害者福祉センター等」という。）における手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する身体障害者福祉センター等に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者福祉センター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>3. 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者療護施設その他の厚生労働省令で定める施設（以下この号において「身体障害者療護施設等」という。）の短期間入所を必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する身体障害者療護施設等に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者療護施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託すること。《改正》平11法160</p> <p>2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。《改正》平11法160</p> <p>3 市町村は、身体障害者が日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう、前2項の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の健康的な実施に努めるものとする。</p>		
59	根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
	概 要	障害基礎年金制度 特別障害者手当の創設により、福祉手当は廃止されたが、下記の受給資格者に対しては、経過措置として従前の例により福祉手当を支給する。		
	対象者	<p>昭和61年3月31日現在20歳以上で昭和61年4月1日現在福祉手当の受給者。 障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当。 新規認定者なし、所得制限あり。 ただし、次の場合は受けられない。 施設入所（措置決定された場合）しているとき。 障害を理由とする公的年金を受けているとき。</p>		
	事務手順	<p>（町村受付し県へ進達） 認定請求、資格喪失届、有期更新 認定請求書受付（書類審査） 福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等送付） 通知書送付（受給者へ） 住居変更届・氏名変更届・金融機関変更届 変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） 受給者の状況把握・所得審査 定時払い確認リスト確認（4・7・10・1月） 受給資格確認審査（住民基本台帳等により調査）</p>		
	参考法令	<p>【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】 （この法律の目的） 第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
60 障害児福祉手当	根拠法令	特別事業扶養手当等の支給に関する法律		
	概 要	精神又は重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の者に手当てを支給する制度。ただし児童福祉施設等（通所施設、養護学校は除く）に入所している場合は受給できない。月額14,610円 支給月 2・5・8・11		
	対象者	精神又は身体に著しい障害のある児童（20歳未満）ただし次の場合は受けられません。 児童福祉施設等に入所しているとき 障害を理由とする公的年金を受けているとき 所得制限あり		
	事務手順	福祉手当の事務手順とほぼ同じ。		
	参考法令	【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】 （支給要件） 第17条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 1. 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 2. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。		
61 特別障害者手当	根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
	概 要	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。		
	対象者	精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。ただし次の場合は受けられません。施設等に入所しているとき。 病院等に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。 所得制限あり		
	事務手順	市町村で受付し県へ進達 認定請求、資格喪失届、有期更新 認定支給書受付（書類審査） 福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等送付） 通知書送付（受給者へ） 住居変更届・氏名変更届・金融機関変更届 変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） 受給者の状況把握・所得審査 定時払い確認リスト確認（4・7・10・1月） 受給資格確認審査（住民基本台帳等により調査）		
参考法令	【特別児童扶養手当の支給に関する法律】 （支給要件） 第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 1. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者寮護施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。 2. 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して3ヶ月を超えて収容されるに至ったとき。			

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
62 身体障害者手帳受付・交付事務	根拠法令	身体障害者福祉法		
	概要	身体障害者に関する色々な福祉制度の適用を受けるため、身体障害者手帳の交付を市町村が受付、県に進達し、県から手帳が送付されたら市町村から身体障害者に交付する。		
	内容	初めて手帳の交付を受けようとする方は、居住している市の福祉事務所又は町村役場の福祉担当課へ申請。その際、身体障害者申請書(役場にある)、指定医師の診断書、写真3枚(縦4cm 横3cm)が必要になる。その他に、等級(1級~6級)の変更、紛失・破損による再発行、居住地・氏名の変更、死亡した場合の手帳の返還等の事務を受け付けて、県に進達、送付する。		
	事務手順	申請者が市町村に申請書を提出 市町村が県に申請書を送付 県が社会福祉協議会に諮問 県が市町村に手帳・台帳を送付 市町村が申請者に手帳を交付 市町村が県福祉事務所(身体障害児の実施機関)に18歳未満分の台帳を送付 県が市町村に年度末台帳を送付(4月)		
	参考法令	【身体障害者福祉法】 (身体障害者) 第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。 【児童福祉法】 第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 1. 乳児 満1歳に満たない者 2. 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでのもの 3. 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者		
63 授産施設の相互利用事業	根拠法令	平成12年11月15日障第845号大臣官房障害保健福祉部長通知 「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度について」		
	概要	身体障害者及び知的障害者が授産施設を相互に通所利用することにより障害者の働く場を確保し、授産施設の効率的運営を図る。		
	内容	身体障害者通所授産施設を知的障害者3人利用	該当なし	該当なし
	利用者	3人		
	補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(国)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
64 身体障害者施設支援費	根拠法令	身体障害者福祉法		
	概要	従来の身体障害者に対する措置制度が支援費制度へと移行し、障害の程度に応じて、福祉サービスの利用を自己決定、自己選択できるようにし、自立と社会参加を促進する制度。平成15年度から実施。		
	施設支援の種類	身体障害者更正施設 身体機能の維持・向上及び日常動作能力等の治療・訓練を行う施設。 身体障害者療護施設 常時介護を必要とする障害者が対象で、治療及び養護を行う施設。 身体障害者授産施設(小規模通所授産施設除く) 自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行う施設。		
	内容	平成14年度「措置費」から平成15年度「支援費」へ移行。 本人または保護者等からの、相談・申請受付 障害程度区分調査を基に、役場内で支給区分等について決定	申請内容の審査と障害程度区分の調査 受給者証の交付	
	補助率等	国1/2 県1/4 町村1/4		
	参考法令	【身体障害者福祉法】 (措置の総合的实施) 第17条の2 市町村は、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、最も適切な処遇が受けられるように居宅における介護等、身体障害者更生援護施設への入所等の措置の総合的な実施に努めなければならない。		
65 知的障害者施設支援費	根拠法令	知的障害者福祉法		
	概要	従来の身体障害者に対する措置制度が支援費制度へと移行し、障害の程度に応じて、福祉サービスの利用を自己決定、自己選択できるようにし、自立と社会参加を促進する制度。平成15年度から実施。		
	施設支援の種類	知的障害者更正施設 日常生活における自立と社会参加のための訓練を行う施設。 知的障害者授産施設(小規模通所授産施設除く) 自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行う施設 知的障害者通勤寮 就労している障害者の独立・自活に必要な助言・指導を行う施設。 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 障害程度の著しい心身障害者を対象に必要な保護及び指導を行う施設。		
	内容	平成14年度「措置費」から平成15年度「支援費」へ移行。 本人または保護者等からの、相談・申請受付 障害程度区分調査を基に、役場内で支給区分等について決定	申請内容の審査と障害程度区分の調査 受給者証の交付	
	補助率等	国1/2 県1/4 町村1/4		
	参考法令	【知的障害者福祉法】 (施設訓練等支援費の支給) 第15条の11 市町村は、次条第5項に規定する施設支給決定知的障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間内において、都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)に入所の申込みを行い、当該指定知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けたときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、当該指定施設支援に要した費用(知的障害者通勤寮支援に要する費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通勤寮支援日常生活費」という。)を除く。)について、施設訓練等支援費を支給する。 2 施設訓練等支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 1. 知的障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額) 2. 知的障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額 3 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、知的障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(次条及び第十五条の十三において「知的障害程度区分」という。)を考慮するものとする。		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
66 身体障害者居宅生活支援費	根拠法令	身体障害者福祉法		
	概 要	従来の身体障害者に対する措置制度が支援費制度へと移行し、障害の程度に応じて、福祉サービスの利用を自己決定、自己選択できるようにし、自立と社会参加を促進する制度。平成15年度から実施。		
	施設支援の種類	身体障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ） 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 身体障害者デイサービス事業 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 身体障害者短期入所事業（ショートステイ） 介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更正施設等に短期入所し、適切な支援を行う。		
	内 容	平成14年度「措置費」から平成15年度「支援費」へ移行。 本人または保護者等からの、相談・申請受付 申請内容の審査と障害程度区分の調査 障害程度区分調査を基に、役場内で支給区分等について決定 受給者証の交付		
	補助率等	国1/2 県1/4 町村1/4		
	参考法令	<p>【身体障害者福祉法】 （居宅生活支援費の支給） 第17条の4 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定身体障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に身体障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る身体障害者居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定身体障害者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（身体障害者デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び身体障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、居宅生活支援費を支給する。</p> <p>2 居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>1. 身体障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）</p> <p>2. 身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額</p>		
67 知的障害者居宅生活支援費	根拠法令	知的障害者福祉法		
	概 要	従来の身体障害者に対する措置制度が支援費制度へと移行し、障害の程度に応じて、福祉サービスの利用を自己決定、自己選択できるようにし、自立と社会参加を促進する制度。平成15年度から実施。		
	施設支援の種類	知的障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ） 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 知的障害者デイサービス事業 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 知的障害者短期入所事業（ショートステイ） 介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更正施設等に短期入所し、適切な支援を行う。 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム） 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活の援助を行う。		
	内 容	平成14年度「措置費」から平成15年度「支援費」へ移行。 本人または保護者等からの、相談・申請受付 申請内容の審査と障害程度区分の調査 障害程度区分調査を基に、役場内で支給区分等について決定 受給者証の交付		
	補助率等	国1/2 県1/4 町村1/4		
	参考法令	<p>【知的障害者福祉法】 （居宅生活支援費の支給） 第15条の5 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定知的障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に知的障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る知的障害者居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定知的障害者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（知的障害者デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び知的障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）並びに知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用（第3項及び次条において「特定日常生活費」という。）を除く。）について、居宅生活支援費を支給する。</p> <p>2 知的障害者地域生活援助以外の知的障害者居宅支援に係る居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>1. 知的障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）</p> <p>2. 18歳以上の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額</p> <p>3 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の額は、知的障害者地域生活援助に係る指定居宅支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が当該指定居宅支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）とする。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
68 障害児居宅生活支援費	根拠法令	児童福祉法		
	概 要	従来の身体障害者に対する措置制度が支援費制度へと移行し、障害の程度に応じて、福祉サービスの利用を自己決定、自己選択できるようにし、自立と社会参加を促進する制度。平成15年度から実施。		
	施設支援の種類	児童居宅介護等事業（ホームヘルプ） 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 児童デイサービス事業 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 児童短期入所事業（ショートステイ） 介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更正施設等に短期入所し、適切な支援を行う。		
	内 容	平成14年度「措置費」から平成15年度「支援費」へ移行。 本人または保護者等からの、相談・申請受付 申請内容の審査と障害程度区分の調査 障害程度区分調査を基に、役場内で支給区分等について決定 受給者証の交付		
	補助率等	国1/2 県1/4 町村1/4		
	参考法令	【児童福祉法】 第21条の10 市町村は、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童であって日常生活を営むのに支障があるものについて、必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、その者の家庭において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。《改正》平10法110 2 市町村は、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童について、必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、その者を家庭から当該市町村の設置する当該市町村長が適当と認める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する当該市町村長が適当と認める施設に通わせ、当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。 3 都道府県は、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった身体に障害のある児童又は知的障害のある児童について、必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、その者を肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「肢体不自由児施設等」という。）に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該都道府県以外の者の設置する肢体不自由児施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を採ることができる。 4 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体に障害のある児童又は知的障害のある児童について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。		
69 施設入所者医療補助	根拠法令	知的障害者福祉法		
	概 要	知的障害者援護施設入所者の医療費の自己負担分を公費負担する。		
	内 容	平成14年度「措置費」から平成15年度「支援費」へ移行。 知的障害者施設入所者の医療費の自己負担分を公費負担するもの・・・国1/2 県1/4 町村1/4 知的障害者福祉法第16条の措置による、知的障害者更生施設及び授産施設（ともに入所施設のみ）への入所者。所得制限はない。		
	補助率等	国1/2 県1/4 町村1/4		
	参考法令	【知的障害者福祉法】 （都道府県の支弁） 第23条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。 1. 第10条第1項の規定により都道府県が設置する知的障害者福祉所に要する費用 2. 第12条第1項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用 2の2. 第15条の3第3項の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用 3. 第16条（第3項を除く。）の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用 4. 都道府県が設定する知的障害者援護施設の設置及び運営に要する費用		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
70 精神保健福祉法事務	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
	目的	地域で生活されている精神障害者に対する福祉事業を町村を中心として推進する。		
	概要	精神障害者通院医療費公費負担及び保健福祉手帳申請受理、進達 精神障害者又はその家族の治療費等の生活支援事業 医療費の95%を公費負担5%を自己負担		
	事務手順	手帳の申請、公費負担等の申請書を受理。 県へ進達 県から交付された手帳、患者票を申請者及び医療機関に送付する。 有効期間（2年）の切れた患者票等を県へ送付する。		
	対象者	精神障害者保健福祉手帳所持者 精神障害を支給事由とする年金の給付を現に受けている者		
	参考法令	【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】 （この法律の目的） 第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。《改正》平11法065 （国及び地方公共団体の義務） 第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を演じなければならない。		
71 精神障害者短期入所事業	根拠法令	精神保健福祉法		
	目的	精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護等を受けることが一時的と困難となった場合に、精神障害者を精神障害者生活訓練施設に短期間入所させることにより、精神障害者及びその家族の福祉の向上を図る。		
	対象者	伊野町に在住する在宅の精神障害者	該当者なし	在宅の精神障害者 現在、村内にはいない。 本川村に住所があり、土佐山田町に居住している方が3名いる。
	補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
72 精神障害者居宅介護等事業	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
	目的	精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図る。		
	対象者	精神障害者保健福祉手帳所持者 精神障害を支給事由とする年金の給付を現に受けている者		
	補助率等	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(県)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
73 心身障害者扶養共済制度事務	根拠法令	高知県心身障害者扶養共済制度条例		
	概要	障害のある方を扶養している保護者が自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度。		
	事務手順	新規加入、口数追加、掛金、加入書変更等 1. 新規加入受付 2. 書類審査 3. 県進達		
	加入できる保護者の要件	障害のある方を現に扶養している保護者であって次のすべての要件を満たしている方。 1. 県内に住所があること。 2. 年齢が65歳未満であること。 3. 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。 4. 障害のある方1人対して、加入できる保護者は1人。		
	障害のある方の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・将来独立自活することが困難であると認められる(年齢不問) ・知的障害 ・身体障害(手帳1級~3級までに該当する障害) ・精神又は身体に永続的な障害のある方(例: 精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病) 		
	加入者	45人	3人	4人
参考法令	【高知県心身障害者扶養共済制度条例】 (目的) 第1条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給するため、高知県心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とする。			
74 市町村社会参加促進事業	根拠法令	伊野町障害者社会参加促進事業実施要項	高知縣市町村障害者社会参加促進事業実施要綱	要綱等なし
	内容	一部伊野町身体障害者連盟に委託 在宅障害者の自立と社会参加の効果的な促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・奉仕員等要請、派遣事業 ・自動車運転免許取得、自動車改造助成 ・生活訓練事業 ・スポーツ教室開催事業 ・スポーツ大会開催事業 ・福祉機器リサイクル事業 	在宅の障害者の自立と社会参加の効果的な促進を図る。手帳保持者。ゲートボール大会20名、グラウンドゴルフ大会33名、身障運動会42名	在宅障害者の自立と社会参加の効果的な促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 奉仕員等要請・派遣事業 自動車運転免許取得・自動車改造助成 生活訓練事業 スポーツ教室開催事業 スポーツ大会開催事業 福祉機器リサイクル事業
	対象者	手帳保持者	身体障害者	障害者
	実施方法	委託	委託	
	実施主体	伊野町身体障害者連盟	吾北村社会福祉協議会	
	補助率等	県 2/3 市町村1/3	県 2/3 市町村1/3	県 2/3 市町村1/3
	事業費	828,546円	746,000円	実績なし

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(県)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
75 社障 機児 器給 付者 事福	根拠法令	高知県重度身体障害児・者福祉機器給付等事業		
	概要	在宅重度障害児・者に対して福祉機器を給付する。 エアーパード・読書支援機器・PC特殊入力装置等・携帯用音声拡大装置・環境制御装置・双方向無線呼び出し器		
	対象者	在宅の重度身体障害児・者		
	補助率等	県 1/2 市町村 1/2		
76 住 宅 改 造 支 援 事 業	根拠法令	高知県住宅改造支援事業費補助金交付要綱 伊野町住宅改造支援事業補助金交付要綱	高知県住宅改造支援事業費補助金交付要綱 吾北村住宅改造支援事業費補助金交付要綱	高知県住宅改造支援事業費補助金交付要綱
	目的	在宅の重度身体障害者(児)に対してその者の居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することによって日常生活の向上を図る。		
	対象者	視覚、肢体、内部障害の身体障害者1～2級、主たる生計中心者の所得税額が40万円未満の世帯。		
	助成対象となる改修	・廊下、階段、浴室、洗面所、居室、玄関、台所、便所 ・その他在宅での日常生活の向上に資する設備		
	補助率等	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3		
77 障 害 者 地 域 生 活 支 え 合 い 事 業	根拠法令	伊野町障害者地域生活支え合い事業実施要綱	該当なし	該当なし
	内容	伊野町社会福祉協議会へ委託。心身障害児・者が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合、当該心身障害児・者があらかじめこの事業に実施について登録した者に介護委託する。		
	対象者	在宅の療育手帳又は身体障害者手帳保持者		
	利用者	2名		
	実施方法	委託		
	実施主体	伊野町社会福祉協議会		
	補助率等	県 1/3 市町村1/3 利用者1/3		
	事業費	6,400円		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(県)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
78 心身障害者通所援 護事業	内容	心身障害者通所作業所 作業所 ら・ら・ら 平成15年度予算 基準額 3,700,000円 定員 5人以上10人未満 H15度から開始予定 補助金を交付 県 1/2 町 1/2	該当なし	該当なし
	項目	障害福祉(単独)		
		伊野町	吾北村	本川村
79 障害者団体補助	根拠法令	伊野町保健衛生及び福祉活動事業医補助金交付要綱	吾北村補助金交付規則	本川村補助金交付規則
	内容	伊野町身体障害者連盟等が実施する活動に対して補助金を交付する。	吾北村身体障害者会補助金 身体障害者で組織する会に対し助成性し会員の親睦や交流を図るとともに、社会参加を促進する。 吾北村身体障害者(会員113人)等が実施する活動に対して補助金を交付する。	団体よりの請求書により交付。負担金、会費的な意味合いが強い。
	対象者	団体名 身体障害者連盟 350,000円 手をつなぐ育成会 50,000円 精神障害者家族会まごころ会 50,000円 身体障害者戦傷病者会 30,000円 身体障害者相談員協議会 60,000円 合計 540,000円	吾北村身体障害者会	実績なし
	実施方法	補助金	補助金	補助金
	実施主体	伊野町	吾北村社会福祉協議会	本川村
	事業費	540,000円	1,191,000円	0円

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(単独)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
80 福祉 タクシー ・ ガソリン 事業	根拠法令	伊野町福祉タクシー、ガソリン事業実施要綱	吾北村福祉タクシー事業実施要綱	該当なし
	内容	通院、通勤、会合及び訪問等にタクシーまたは自家用車を利用する場合、その料金またはガソリン費の一部を助成することにより社会参加を促進し、活動範囲を広める。	通院、その他社会参加等にタクシーを利用する場合。年間500円×36枚=18,000円チケット交付5月以降は3枚で交付。53件15年度より伊野町と同じ扱いとしたい。	
	対象者	身体障害者手帳(視覚障害及び下肢障害若しくは体幹障害を主たる障害とする総合級が1級から3級までの方)(上肢障害及び内部障害を主たる障害とする総合級1級の方)療育手帳(A1,A2の方)精神障害者保険福祉手帳(1級)	身障1~2級、3級(下肢、体幹、視覚)	
	実施方法	補助	補助	
	補助率等	・タクシーチケット 年間500円×30枚=15000円 ・ガソリンチケット 年間300円×50枚=15000円 どちらか一方を年度内に1回交付 一人当たりの基準:1冊	・タクシー36枚/1冊 18,000円 年間1冊 ・ガソリン 36枚/1冊 (村内のガソリンスタンド) *一人にどちらか1冊	
		市町村 全額 支出額総額 タクシー 2,850,730円 ガソリン 3,551,100円	年間500円×36枚=18,000円チケット 交付5月以降は3枚で交付。53件	

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		障害福祉(単独)		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
81 在宅障害児・者啓発活動、友愛訪問活動事業	根拠法令	伊野町在宅障害児・者啓発活動、友愛訪問活動事業実施要綱	該当なし	該当なし
	趣旨	在宅障害児・者の社会参加を促進するため啓発活動、友愛訪問活動等を実施することにより、障害児・者の福祉の増進を図ることを目的とする。		
	内容	伊野町社会福祉協議会に委託。障害児・者とその障害に関する啓発・広報活動、障害児・者の友愛訪問		
	対象者	在宅の障害児・者		
	実施方法	委託		
	実施主体	伊野町社会福祉協議会		
	補助率等	町 全額		
	事業費	400,000円		
82 心身障害児福祉年金事業	根拠法令	伊野町心身障害児福祉年金条例施行規則	該当なし	該当なし
	内容	20歳未満の知的障害児、身体障害児の保護者に支給		
	対象者及び単価	中度(身障3級、療育手帳B1) 月@3,000円 重度(身障1、2級 療育手帳A1、A2) 月@5,000円		
	対象人員	22名		
	実施方法	補助		
	補助率等	町 全額		
	事業費	1,182,000円		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
83 生活保護事業	根拠法令	生活保護法		
	内 容	日本国憲法第 2 5 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する施策。		
	対象者	在宅受給者 8 6 世帯 施設受給者 4 世帯 計 9 0 世帯 1 4 0 人	保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことが出来ない世帯 在宅受給者 2 2 世帯 施設受給者 5 世帯	在宅受給者 6 世帯 施設受給者 1 世帯
	事務手順	生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） 申請者・村対象者で面談 生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） 生活保護受給者に係る収入申告 生活保護費（扶養費）資金前渡により保護金品の交付 生活保護支払清算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 戸籍謄本・世帯全員の住民票交付申請 介護保険相談 第 1 号保険者・第 2 号保険者		
	保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助等がある		
	参考法令	【生活保護法】 （この法律の目的） 第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
84 災害甲慰金 災害障害見舞金支給	根拠法令	災害甲慰金支給等に関する条例 災害甲慰金支給等に関する施行規則	災害甲慰金支給等に関する条例 災害甲慰金支給等に関する施行規則	本川村災害甲慰金の支給等に関する条例・施行規則
	内 容	災害により死亡された住民の遺族に甲慰金を支給する。 イ 生計維持者の死亡 500万円 ロ その他のもの死亡 250万円 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ロ その他のもの障害を受けた場合 125万円	災害により死亡された住民の遺族に甲慰金を支給する。 イ 生計維持者の死亡 300万円 ロ その他のもの死亡 150万円 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ 生計維持者が障害を受けた場合 150万円 ロ その他のもの障害を受けた場合 75万円	自然災害により死亡した者の遺族及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害甲慰金・災害障害見舞金を支給する。 【対象者】 配偶者、子、父母、孫、祖父母の順 【支給金額】 死亡者が生計を主として維持していた場合は300万円以内、その他の場合は150万円（1人あたり）
	支給方法	町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。	村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。	村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。
	災害の程度	災害甲慰金の支給に関する法律施行令第1条	一の町村内において5世帯以上の住居が滅失の時。 都道府県内において5世帯以上の住居が滅失した町村が3以上あるとき。 都道府県内において災害救助法による救助が行われた市町村があるとき。 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上あるとき。	一の町村内において5世帯以上の住居が滅失の時。 都道府県内において5世帯以上の住居が滅失した町村が3以上あるとき。 都道府県内において災害救助法による救助が行われた市町村があるとき。 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上あるとき。
	補助率等	国 1/2 県 1/4 町 1/4	国 1/2 県 1/4 村 1/4	国 1/2 県 1/4 村 1/4
	参考法令	<p>【災害甲慰金の支給等に関する法律】 （災害甲慰金の支給） 第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害甲慰金の支給を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。</p> <p>3 災害甲慰金の額は、死亡者1人当たり500万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。</p> <p>（災害障害見舞金の支給） 第8条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。</p> <p>2 災害障害見舞金の額は、障害者1人当たり250万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
85 災害 援護 資金 貸付	根拠法令	災害甲慰金支給等に関する条例 災害甲慰金支給等に関する施行規則	災害甲慰金の支給等に関する条例 災害甲慰金の支給等に関する施行規則	本川村災害甲慰金の支給等に関する条例・施行規則
	概要	<p>自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 世帯主の療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上の負傷の場合で、かつ、</p> <p>イ 家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合 150万円</p> <p>ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円</p> <p>ハ 住居が半壊した場合 270万円</p> <p>ニ 住居が全壊した場合 350万円</p> <p>世帯主の負傷がなく、かつ</p> <p>イ 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円</p> <p>ロ 住居が半壊した場合 170万円</p> <p>ハ 住居が全壊した倍（二の場合を除く） 250万円</p> <p>ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円</p>	<p>自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 世帯主の療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上の負傷の場合で、かつ、</p> <p>イ 家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合 100万円</p> <p>ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 180万円</p> <p>ハ 住居が半壊した場合 190万円</p> <p>ニ 住居が全壊した場合 250万円</p> <p>世帯主の負傷がなく、かつ</p> <p>イ 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 100万円</p> <p>ロ 住居が半壊した場合 110万円</p> <p>ハ 住居が全壊した倍（二の場合を除く） 170万円</p> <p>ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 250万円</p>	<p>自然災害により被災した世帯の世帯主に生活の建て直しに資するため災害援護資金をの貸付を行う。</p>
	利率	年3%		
	災害の程度	償還期間 10年（うち据置3年）		
	貸付方法	借り入れ申込を受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。		
	貸し付け対象者	<p>自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害で療養に要する期間が概ね1カ月以上である世帯主の負傷。 被害金額が当該住居又は家財の価額の概ね1/3以上である程度の住居又は家財の損害。</p>		
	参考法令	<p>【災害甲慰金の支給等に関する法律】 （災害援護資金の貸付け）</p> <p>第10条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。</p> <p>1.療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷</p> <p>2.政令で定める相当程度の住居又は家財の損害【令】第3条・第4条・第5条・第6条</p> <p>2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。【令】第7条</p> <p>3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、10年を超えない範囲内で政令で定める。【令】第7条</p> <p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（国）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
86 戦没者遺族甲慰金	根拠法令	戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法		
	概 要	戦没者遺族に対する甲慰金支給事務。 相談受付・資格調査 県への進達・申請者への通知		
	参考法令	【戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法】 （都道府県が処理する事務） 第14条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 《全改》 （政令及び省令への委任） 第15条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、特別甲慰金に係る請求、申請又は届出の経由に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。		
87 戦没者特別等の給付金に対する	根拠法令	戦傷病者戦没者遺族等援護法		
	参考法令	国の事業の窓口受付であるため、経費等の発生はない。 ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給申請の受付、進達 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給申請の受付、進達 ・戦没者父母等に対する特別給付金支給申請の受付、進達 ・平和条約国籍離脱者である戦没者遺族に対する甲慰金の支給申請の受付、進達 上記の対象者から申請、相談があれば受け付ける。 該当者に対しては、申請指導を行っている。		
88 母子寡婦福祉資金貸付	根拠法令	母子及び寡婦福祉法		
	内 容	県の貸付制度の窓口事務		
	概 要	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。 母子福祉資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため必要な資金を貸し付ける制度。 寡婦福祉資金 寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金を貸し付ける制度。 母子・寡婦福祉資金貸付は県の事業で、町村は申請があれば、必要書類を整備し、県へ進達する。 基本的に無利子資金である。 借入れが実行されたあとは、円滑に償還が行われるよう指導する。		
	事務手順	申請等書類受付 書類審査 意見書・調査書 福祉事務所進達 貸付決定（不承認）通知書・借用書 福祉事務所進達（借用書）		
償還方法	・貸付終了（卒業）後、一定の措置期間後、償還を開始 ・方法：月賦・半年賦・年賦（資金の種類により異なる） ・期間：資金ごとに異なるが、最長10年 償還事務に関しては、福祉事務所が行っている。			

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（県）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
根拠法令	民生委員法	民生委員法	民生委員法	本川村民生委員推薦会規則
内 容	一斉改選（平成13年12月1日）時に民生委員を審議し、推薦を行う。	一斉改選 12月1日をもって委嘱される民生委員、児童委員及び主任児童委員の推薦を行うため、民生委員推薦会を開催する。	一斉改選時に、県への民生委員推薦を行うための推薦会。	
組織名称	伊野村民生委員推薦会	吾北村民生委員推薦会	吾北村民生委員推薦会	本川村民生委員推薦会
構 成	議会議員 2名 民生委員 2名 社会福祉事業の実施に関係ある者 2名 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 2名 教育に関係のある者 2名 関係行政機関の職員 2名 学識経験のある者 2名 計 14名	議会議員 1名 民生委員 1名 社会福祉事業の実施に関係のある者 1名 村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 1名 教育に関係のある者 1名 関係行政機関の職員 1名 学識経験のある者 1名 計 7名	議会議員 1名 民生委員 1名 社会福祉事業の実施に関係ある者 1名 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 1名 教育に関係のある者 1名 関係行政機関の職員 1名 学識経験のある者 1名 計 7名	
89 民生員推薦会	参考法令	<p>【民生委員法】</p> <p>第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。</p> <p>2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。</p> <p>第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するにあたっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うにあたっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。</p> <p>第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。</p> <p>2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村の議会の議員 民生委員 社会福祉事業の実施に関係のある者 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 教育に関係のある者 関係行政機関の職員 学識経験のある者 <p>3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。</p> <p>4 前3項で定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>		

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（単独）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
90 災害見舞金支給	内 容	伊野町内の居住する住民（世帯主）に対し、災害における全焼、半焼の被害を受けた場合に見舞金を交付。 条例・規則等なし。慣例によって行っている。	条例・規則等なし。慣例によって行っている。	
	事務手続	仁淀消防組合の被災結果を確認し、全、半焼の被災者に対し交付。 （イ）全焼 20,000円 （ロ）半焼 10,000円	火災の場合 100,000円	該当なし
	実施方法	扶助費	扶助費	
	事業費	40,000円	0円	
91 民生児童委員協議会補助	根拠法令	民生児童委員協議会補助	吾北村補助金交付規則	本川村補助金交付規則
	概 要	伊野町民生委員、児童委員協議会により事業内容により補助を行う。	吾北村民生委員協議会から提出された事業内容により補助を行う。	本川村民生委員協議会から提出された事業内容により補助を行う。
	内 容	（1）社会福祉を目的とする事業に企画、実施 （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のため援助 （3）社会福祉に関する調整、相談、証明 （4）相談事業 （5）独居老人への訪問 （6）その他	（1）社会福祉を目的とする事業に企画、実施 （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のため援助 （3）社会福祉に関する調整、相談、証明 （4）相談事業 （5）独居老人への訪問 （6）その他	（1）社会福祉を目的とする事業に企画、実施 （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のため援助 （3）社会福祉に関する調整、相談、証明 （4）相談事業 （5）独居老人への訪問 （6）その他
	民生委員 児童委員	62人	23人	9人
	主任児童委員	3人	2人	1人
	実施方法	補助金	補助金	補助金
	実施主体	伊野町社会福祉協議会	吾北村社会福祉協議会	本川村社会福祉協議会
	事業費	18,462,000円	1,652,000円	1,677,000円
参考法令	<p>【民生委員法】 第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。</p> <p>【児童福祉法】 第12条 市町村の区域に児童委員を置く。 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。</p>			

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（単独）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
92	根拠法令	行旅病人及び行旅死亡取扱法		
	概 要	行旅病人・行旅死亡人の取扱事務	該当なし	行旅病人・行旅死亡人の取扱事務
	事務手順	<p>行旅病人 事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費500円を支給している。</p> <p>行旅死亡人 ・死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録した上で死体を火葬する。 ・身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示場に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ・身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ・取扱費用の徴収（遺留金銭、有価証券、相続人、扶養義務者、県等）</p>		<p>行旅病人 事情、生活状況、経路を聞き取り困窮している状況であると判断された場合、隣の町村までの交通費500円を支給。</p> <p>行旅死亡人 死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録した上で死体を火葬する。 身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項役場等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要事項を通知する。 取扱費用を徴収する。</p>
	参考法令	<p>【行旅病人及び行旅死亡人取扱法】</p> <p>第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ</p> <p>2 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス</p> <p>3 前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第二条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ</p> <p>2 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅病人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ</p> <p>第三条 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村ハ速ニ扶養義務者又ハ第五条ニ掲ケタル公共団体ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手続ヲ為スヘシ</p>		
93 ゲートボール場管理	根拠法令	該当なし	吾北村補助金交付規則	なし
	内容		吾北村ゲートボール場管理（除草、清掃等）	村内に4箇所のゲートボール場がある。（村単独設置）管理は地元をお願いしている。
	実施方法		補助	
	実施主体		吾北村社会福祉協議会	地元管理
	事業費		5 2 6 , 0 0 0 円	電気代 18,864円 水道代 12,360円

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（単独）		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
94	遺族会補助	補助金 100,000円	補助金 300,000円（旧4村の遺族会へ）	<p>【概要】 本川村遺族会への補助。 遺族会の組織はあるが、活動としては、年1回護国神社（春の大祭）の参拝し、総会を1回開催している。その際にバスを2台と昼食費用を補助している。 また、土佐郡遺族会費を補助している。</p> <p>【経費】平成13年度 護国神社参拝 運転手2名22,400円 昼食経費 45,045円 土佐郡遺族会費 15,000円 約40人</p>
95	戦没者追悼式等	10月に1カ所実施 250,000円	旧村単位で実施。費用は村負担。	<p>【概要】 毎年10月に村主催で開催。神式と仏式を同時に行っている。 送迎バス、神官、住職、お供え物、祭壇飾り、昼食等の経費を支出している。 毎年70名前後の参加者がある。</p> <p>【経費】 運転手賃金 22,400円 神官謝金 40,000円 住職謝金 40,000円 昼食代 126,000円（折り詰め2段重ね） お供え和菓子 78,750円 祭壇お供え物 38,594円 祭壇飾りつけ 96,000円</p>
96	母子・父子家庭新入学・卒業記念事業	母子又は父子家庭等の小学校新入学児童及び中学校卒業生に対して入学、卒業記念品を贈り、祝うとともにその健やかな育成と福祉の増進を図る。	母子又は父子家庭等の小学校新入学児童及び中学校卒業生	<p>対象人員 小学校新入学児童15名 中学校卒業生 35名</p> <p>実施方法 記念品</p> <p>補助率等 予算単価 3,500円</p> <p>事業費 134,137円</p>
	内容		該当なし	該当なし

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（単独）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
97 金婚夫婦記念事業	根拠法令	なし		なし
	内容	金婚祝の記念品を贈る	高知新聞社主催の金婚式典に参加した者に対し、送迎を行い記念品を贈呈する。	金婚夫婦に該当する方の調査を毎年5月頃、回覧の全戸配布の形で行っている。 申し出のあった方で確認のとれた方を対象とする。高知新聞社主催の金婚夫婦を祝う会に村で取りまとめ申請する。当日は送迎バスを配車する。また、敬老会の行事の中で金婚夫婦の方には、記念品を贈呈する。
	対象者	高知新聞社に申請をされた方	高知新聞社に申請をされた方	高知新聞社に申請をされた方
	対象人員	28組	3組	1組
	実施方法	記念品	記念品	記念品
	補助率等	予算単価 4,000円	1組5,000円程度	1組17,000円
	事業費	81,732円	16,800円	17,000円
98 長期入院患者見舞金	内容	該当なし	下記の対象者に対し、夏・冬に見舞金を支給する。	該当なし
	対象者		生活保護法、結核予防法による長期入院患者	
	実施方法		夏期・冬期	
	補助率等		夏期5,000円・冬期6,000円	
	事業費		27,000円	

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い その他福祉事業（単独）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
99 心配ごと相談所運営事業	内 容	記載なし	<p>【社会福祉協議会補助事業】 吾北村事業名：心配事相談所運営事業 村民の心配事に対し相談を受け、問題解決を図るとともに潤いと安心して暮らせる村づくりを目指す。 村民のあらゆる心配ごとに関する相談事業 毎日開所 月1回以上は相談員による相談実施相談員 民生委員 7名他</p>	<p>【社会福祉協議会補助事業】 本川村事業名：心配ごと相談所運営事業 (概要) 2ヶ月に1回相談所を開設し相談を受付る。人権相談、行政相談も同時に開催。 心配ごと相談所所長（社会福祉協議会長） 心配ごと相談所副所長（民協会長、社協事務局長） 心配ごと相談所相談員（民生委員） 相談件数は1件から2件 事業費としては38,000円</p>
100 社会福祉育成活動推進校の	内 容	社会福祉協議会補助事業	<p>【社会福祉協議会補助事業】 吾北村事業名：社会福祉活動推進校の育成 村内小、中、高等学校の児童、生徒を対象に広報や啓発活動、体験学習を目的とした実践活動を通じて「福祉の心」を育む。 各校の実情に合わせた取り組みをしている。 県指定 2校 村指定 4校 補助金（社協補助金に含まれている） 150,000円</p>	<p>【社会福祉協議会補助事業】 本川村事業名：福祉活動推進校の育成 (概要) 村内小中学校に対し、指定を行い社会福祉活動の推進を図る。運営事業費補助に含まれている。 小学校 1校50,000円 中学校 1校50,000円</p>
101 給食センター運営	内 容	該当なし	該当なし	<p>【社会福祉協議会委託事業】 本川村事業名：給食センター運営 (概要) 生活支援ハウスの調理室で調理し、生活支援ハウス入居者、訪問給食等へ提供。 デイサービス運営委託料の中に含まれて委託料で支出されている。 平成13年度2,010千円 診療所1,114千円 平成14年度1,937千円 診療所1,194千円 平成14年10月より診療所の入院部門をとりやめたので15年度は診療所分は発生しない (食事数) 総食事数6,269食 診療所 2,883食(15年度はなし) デイ 2,267食 支援ハウス 472食 訪問給食 647食 食品衛生法第21条の規定により許可平成12年3月21日付け 本山保健所長許可有効期限平成18年5月31日まで 食事代 400円は村へ</p>

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業（単独）		
		現	況	
		伊野町	吾北村	本川村
102	ボランティアセンター事業	<p>【社会福祉協議会補助事業】 伊野町事業名：ボランティアセンター事業 （内容） ボランティア活動を推進するため、活動に参加できる体制の整備に努め、地域における福祉コミュニティの形成を図る。 （1）相談・登録・斡旋事業 平成14年度予算額 83,000円 （2）福祉教育推進校育成事業 （1校当たり70,000円×5校）+（40,000円×1） 平成14年度予算額 390,000円 小中学校の児童生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、児童生徒を通して家庭及び地域社会の福祉の啓発を図ることを目的としている。 （3）活動費 ガソリン代・車検・コピー機等 平成14年度予算額 1,098,000円 平成14年度予算額 合計 1,571,000円</p>	該当なし	該当なし
103	ふれあいのまちづくり事業	<p>【社会福祉協議会補助事業】 伊野町事業名：ふれあいのまちづくり事業 （内容） 地域住民の参加と行政や福祉施設等との関係機関との連携のもと、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりを図る。（指定期間5年） ふれあいのまちづくり推進委員会の設置 推進委員会委員 10名 地域福祉活動コーディネーターの配置 なんでも相談センターの設置 なんでも相談員 11名 平成14年度 予算額 1,500,000円</p>	該当なし	該当なし

項目		協定項目 2 3 - 3 各種福祉制度の取扱い		
		その他福祉事業(単独)		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
104 団体 補助	伊野地区更生 保護婦人会	(1) 青少年の育成、少年非行防止 (2) 罪を犯した人達への立ち直りの支援 (3) 社会を明るくする運動の推進・協力 (4) 保護司会への協力、援助 (5) 会員相互の知識、技術の向上等の研修 補助金額：40,000円	該当なし	該当なし
	保護司会	【北仁淀保護区保護司会伊野分区】 補助金額：355,000円 保護司：15人 【概要】 保護司が中核となって伊野町内の犯罪や非 行のない「明るい社会」の実現に向けて、関 係機関との協力の下、各種の事業を行う。 法務省の提唱の「社会を明るくする運動」 (1) 車によるPR (2) 徒歩による啓発物配布、PR (3) その他 事業費の内訳としては (1) 伊野町社会を明るくする運動(団体)事 業 (2) 北仁淀地区保護司会の活動事業などあ り	【吾北村保護司会】 補助金額：180,000円 保護司：4人	【嶺北保護区保護司会】 負担金額：10,000円 保護司：1人

その他

1. 第9回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年9月26日（金）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター大ホール

協議事項（予定）

公の施設（特別養護老人ホーム）の取扱いについて〔協定項目第23号-10〕

学校教育関係の取扱いについて〔協定項目第23号-15〕

社会教育関係の取扱いについて〔協定項目第23号-16〕